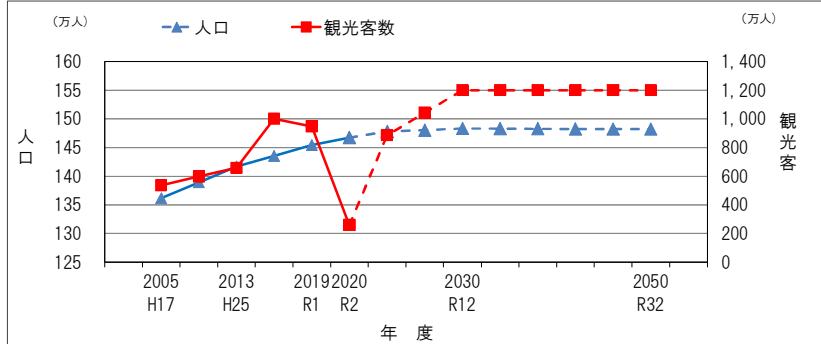
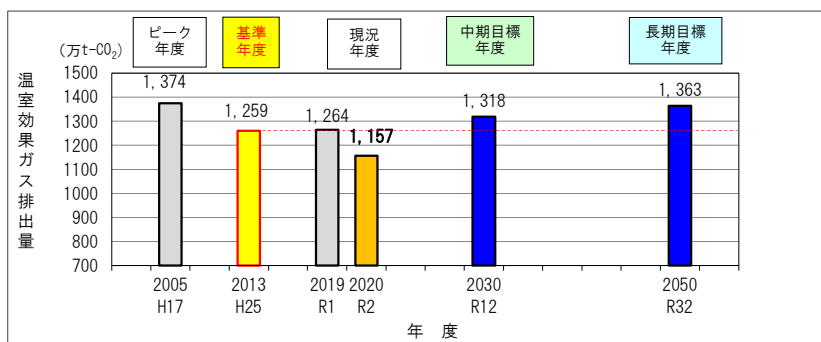


1 図 2-1-12 温室効果ガス排出量の将来推計結果 (現状趨勢ケース) 及び将来想定人口・観光客



24 図 2-1-13 温室効果ガス排出量の将来推計結果 (現状趨勢ケース)

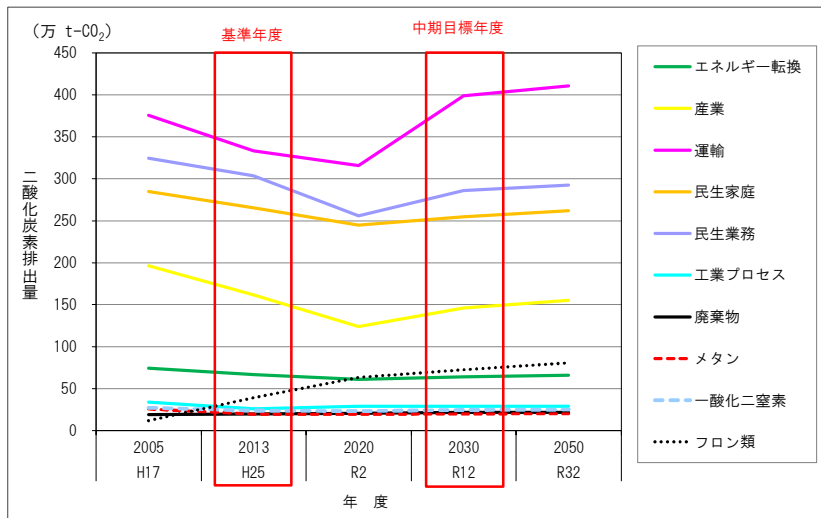


図 2-1-12 温室効果ガス排出量の将来推計結果 (現状趨勢ケース) 及び将来想定人口・観光客

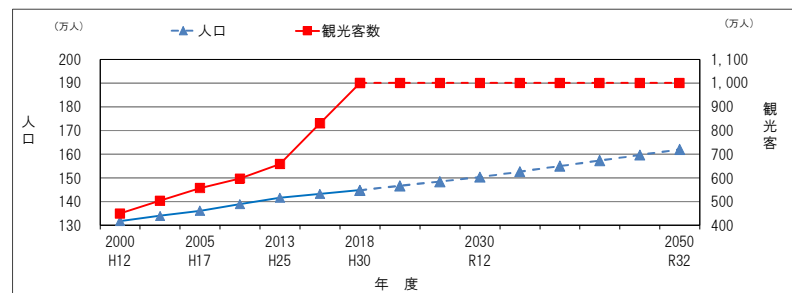
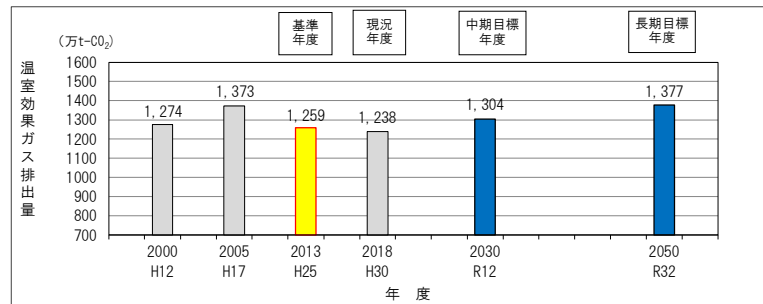
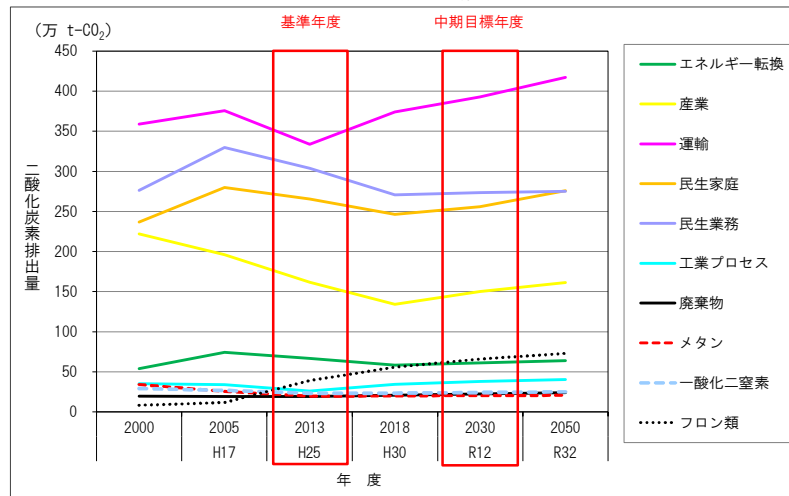


図 2-1-13 温室効果ガス排出量の将来推計結果 (現状趨勢ケース)



(2) 沖縄県の将来の部門別二酸化炭素排出量

沖縄県の二酸化炭素排出量は、今後追加的な対策を実施せずに推移した場合(現状趨勢ケース)、2030(令和12)年度には、1,201万t、基準年度(2013年度)比2.0%増になると推計されます(表2-1-9)。

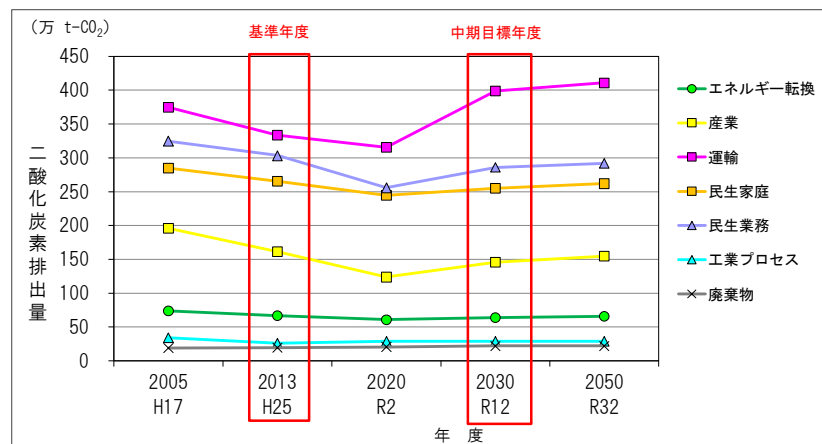
部門別の内訳をみると、運輸部門は399万t(基準年度(2013年度)比19.5%増)、民生家庭部門は255万t(基準年度(2013年度)比4.1%減)、民生業務部門は286万t(基準年度(2013年度)比5.6%減)になると推計されます。

表2-1-9 二酸化炭素排出量の将来推計結果(現状趨勢ケース)

部門	実績				将来推計(現状趨勢ケース)									
	ピーク年度	基準年度	現況年度	現況年度	中期目標年度					長期目標年度				
					2030	基準年度差	基準年度比(%)	2020年度差	2020年度比(%)	2050	基準年度差	基準年度比(%)	2020年度差	2020年度比(%)
	2005	2013	2019	2020	2030	基準年度差	基準年度比(%)	2020年度差	2020年度比(%)	2050	基準年度差	基準年度比(%)	2020年度差	2020年度比(%)
エネルギー転換	74	67	61	61	64	-3	-4.5%	3	4.9%	66	-1	-1.5%	5	8.2%
産業	196	162	135	124	146	-16	-9.9%	22	17.7%	155	-7	-4.3%	31	25.0%
運輸	375	334	372	316	399	65	19.5%	83	26.3%	411	77	23.1%	95	30.1%
民生家庭	285	266	254	245	255	-11	-4.1%	10	4.1%	262	-4	-1.5%	17	6.9%
民生業務	325	303	285	256	286	-17	-5.6%	30	11.7%	292	-11	-3.6%	36	14.1%
工業プロセス	34	26	33	29	29	3	11.5%	0	0.0%	29	3	11.5%	0	0.0%
廃棄物	19	20	21	21	22	2	10.0%	1	4.8%	22	2	10.0%	1	4.8%
合計	1,309	1,177	1,160	1,050	1,201	24	2.0%	151	14.4%	1,237	60	5.1%	187	17.8%

※ 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

図2-1-14 二酸化炭素排出量の将来推計結果(現状趨勢ケース)



(2) 沖縄県の将来の部門別二酸化炭素排出量

沖縄県の二酸化炭素排出量は、今後追加的な対策を実施せずに推移した場合(現状趨勢ケース)、2030(令和12)年度には、1,193万t、基準年度(2013年度)比1.4%増になると推計されます(表2-1-9)。

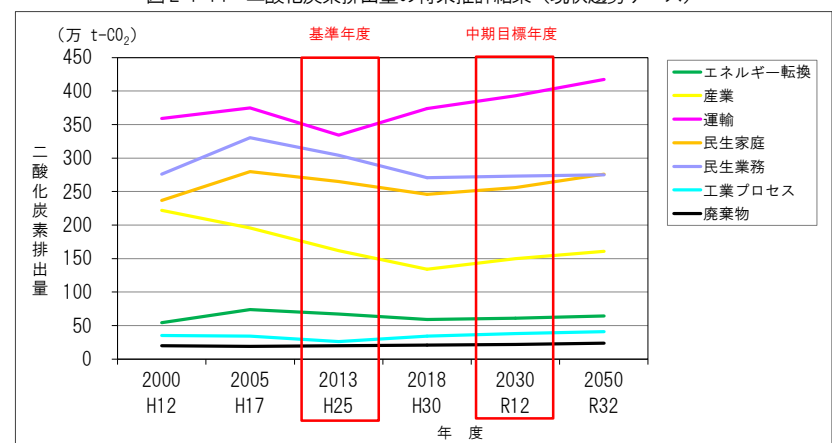
部門別の内訳をみると、運輸部門は393万t(基準年度(2013年度)比17.7%増)、民生家庭部門は256万t(基準年度(2013年度)比3.4%減)、民生業務部門は273万t(基準年度(2013年度)比10.2%減)になると推計されます。

表2-1-9 二酸化炭素排出量の将来推計結果(現状趨勢ケース) 単位: 万 t-CO₂

部門	実績				将来推計(現状趨勢ケース)						
	旧基準年度	ピーク年度	基準年度	現況年度	中期目標年度			長期目標年度			
					2030	基準年度比(%)	現況年度比(%)	2050	基準年度比(%)	現況年度比(%)	
	2000	2005	2013	2018	2030	基準年度比(%)	現況年度比(%)	2050	基準年度比(%)	現況年度比(%)	
エネルギー転換	54	74	67	59	61	-9.0	3.4	64	-4.5	8.5	
産業	222	196	162	134	150	-7.4	11.9	161	-0.6	20.1	
運輸	359	375	334	374	393	17.7	5.1	417	24.9	11.5	
民生家庭	237	280	265	246	256	-3.4	4.1	276	4.2	12.2	
民生業務	276	330	304	271	273	-10.2	0.7	275	-9.5	1.5	
工業プロセス	35	34	26	34	38	46.2	11.8	41	57.7	20.6	
廃棄物	20	19	20	21	22	10.0	4.8	24	20.0	14.3	
合計	1,203	1,309	1,177	1,139	1,193	1.4	4.7	1,258	6.9	10.4	

※ 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

図2-1-14 二酸化炭素排出量の将来推計結果(現状趨勢ケース)



6. 温室効果ガス排出削減(緩和策)に向けた今後の課題

沖縄県の2013(平成25)年度以降の温室効果ガス排出量は、新型コロナウイルス(COVID-19)等の影響により減少した2020(令和2)年度を除き、おおむね横ばい傾向にあります。

これは、各種施策の取組により、県民一人あたりの二酸化炭素排出量は減少傾向にあるものの、人口や観光客数の増加などに伴う活動量の増加が要因と考えられます。

沖縄県の人口は2030年頃まで増加すると予測され、観光客数も年間1,000万人程度で推移すると想定すると、追加的な対策を実施しない現状趨勢ケースでは、中期目標の2030(令和12)年度には基準年度より2.0%増加、特に運輸部門は19.5%増加と推計されます。

本県が島しょ県であるという地理的特性や観光立県であるという社会経済構造から、脱炭素社会の実現に向けては、以下に示す課題を踏まえた地球温暖化対策を積極的に展開することが求められます。

(1) 再生可能エネルギーの利用促進等

1) 再生可能エネルギーの利用促進

沖縄県は島しょ県であることから電力系統は小規模かつ単独系統となっており、電力の安定供給が求められる中、発電量が自然条件に左右される太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい特徴があります。

また、本県の地理的・地形的な制約から、他府県のような大規模な水力発電や地熱発電の設置も難しい地域となっています。

そのような状況で、再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、住宅や事業所での太陽光発電や太陽熱利用の普及促進、沿岸の安定した風力等の活用、建設廃材や農業分野のバイオマス資源の有効活用など、地域資源を適切に活用していくことが重要です。

また、前述の再生可能エネルギー接続量の制約への対策として、今後は住宅や事業所における太陽光発電による自家消費を促していくことが重要であることから、蓄電池やEV等の普及促進を図ることが必要です。

更に、海に囲まれた地理的特性を生かして、海洋温度差発電や波力発電などの海洋再生可能エネルギーの利用や再生可能エネルギーから製造した水素による発電システム等の導入検討も進める必要があります。

2) エネルギーの低炭素化の推進

沖縄県における最終エネルギー消費の燃料種別等二酸化炭素排出量の割合は、電力が最も高い(2020年度は48.5%)状況にあります。

2012年の吉の浦火力発電所におけるLNG発電の開始や再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)による太陽光発電の導入促進により、電力の排出係数は2011年の0.932kg-CO₂/kWhから2020年は0.727kg-CO₂/kWhに低減していますが、本土大手電力会社(小売電気事業9社平均0.467kg-CO₂/kWh、一般送配電事業9社平均値0.433kg-CO₂/kWh)に比べて高い値となっています。

そのため、今後も引き続き電力の二酸化炭素排出係数の低減に向けて、先述の再生可能エネルギーの利用促進とともに、石炭や石油と比較して、より二酸化炭素排出量の少ないLNGを使用

6. 温室効果ガス排出削減(緩和策)に向けた今後の課題

沖縄県の2013(平成25)年度以降の温室効果ガス排出量は、おおむね横ばい傾向にあります。これは、各種施策の取組により、県民一人あたりの二酸化炭素排出量は減少傾向にあるものの、人口や観光客数の増加などに伴う活動量の増加が要因と考えられます。

沖縄県の人口は2030年頃まで増加すると予測され、観光客数も年間1,000万人程度で推移すると想定すると、追加的な対策を実施しない現状趨勢ケースでは、中期目標の2030(令和12)年度には基準年度より1.4%増加、特に運輸部門は17.7%増加と推計されます。

本県が島しょ県であるという地理的特性や観光立県であるという社会経済構造から、脱炭素社会の実現に向けては、以下に示す課題を踏まえた地球温暖化対策を積極的に展開することが求められます。

(1) 再生可能エネルギーの利用促進等

1) 再生可能エネルギーの利用促進

沖縄県は島しょ県であることから電力系統は小規模かつ単独系統となっており、電力の安定供給が求められる中、発電量が自然条件に左右される太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい特徴があります。

また、本県の地理的・地形的な制約から、他府県のような大規模な水力発電や地熱発電の設置も難しい地域となっています。

そのような状況で、再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、住宅や事業所での太陽光発電や太陽熱利用の普及促進、沿岸の安定した風力等の活用、建設廃材や農業分野のバイオマス資源の有効活用など、地域資源を適切に活用していくことが重要です。

更に、海に囲まれた地理的特性を生かして、海洋温度差発電や波力発電などの海洋再生可能エネルギーの利用や再生可能エネルギーから製造した水素による発電システム等の導入検討も進める必要があります。

2) エネルギーの低炭素化の推進

沖縄県における最終エネルギー消費の燃料種別等二酸化炭素排出量の割合は、電力が最も高い(2018年度は47.2%)状況にあります。

2012年の吉の浦火力発電所におけるLNG発電の開始や再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT制度)による太陽光発電の導入促進により、電力の排出係数は2011年の0.932kg-CO₂/kWhから2018年は0.775kg-CO₂/kWhに低減していますが、本土大手電力会社(小売電気事業9社平均0.491kg-CO₂/kWh、一般送配電事業9社平均値0.462kg-CO₂/kWh)に比べて高い値となっています。

そのため、今後も引き続き電力の二酸化炭素排出係数の低減に向けて、先述の再生可能エネルギーの利用促進とともに、石炭や石油と比較して、より二酸化炭素排出量の少ないLNGを使用するなど、エネルギーの低炭素化を進めることが重要です。

第2章 温室効果ガスの削減目標

1. 計画の削減目標の設定

(1) 目標年度及び削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の中期目標及び長期目標は、次のとおりとします。

	目標年度	温室効果ガス排出量の削減目標
中期目標	2030年度 (令和12年度)	意欲的目標：基準年度(2013年度)比26%削減 (2005年度比32%削減) 挑戦的目標：基準年度(2013年度)比31%削減 (2005年度比37%削減)
長期目標	2050年度 (令和32年度)	温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す。 (脱炭素社会の実現)

(2) 中期目標の考え方

国の地球温暖化対策計画(2016(平成28)年5月閣議決定)では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(目標年度)において、2013年度(基準年度)比26.0%削減(又は2005年度比25.4%削減)を掲げました。

一方、本県では、人口増加や観光客の増加に伴う活動量の増加が見られることや、地理的・地形的・需要規模の制約から火力発電に頼らざるを得ない電源構成となっていること、吸収源としての管理森林も限られているなど、他都道府県とは異なる特殊事情を有しています。

そのため、国の温室効果ガス削減目標と整合性を図ることはかなり野心的な目標となりますが、地球温暖化対策はわが国全体として取り組んでいく必要があることから、2021(令和3)年3月に策定した第2次実行計画では、現行技術で可能な取組を推進強化し、国と同じ2013年度比26%削減を中期目標として設定しました。

さらにその後、国では脱炭素化に向けた取組を加速するとして、地球温暖化対策計画(2021(令和3)年10月閣議決定)で、「2030年度中期目標を2013年度比46%削減に引き上げるとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」として目標値を改定しています。

それを受け、県では、本県エネルギー計画となる「クリーンエネルギー・イニシアティブ」を改定し、再生可能エネルギー電源比率の挑戦的目標を追加するとともに、令和4年3月には、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、2031年度での環境分野の状況を予測する見通し(展望値)として、2031(令和13)年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で34%削減を掲げました。

第2次実行計画(改定)では、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画で掲げる展望値やクリーン・エネルギーイニシアティブを踏まえ、2030年度中期目標について、意欲的目標(2013年度比26%)、挑戦的目標(2013年度比31%)を設定します。

なお、この削減目標は、計画改定時における最新の状況を考慮して設定していますが、地球温暖化対策を巡る世界の動きは激変の時を迎えており、更に、エネルギー関連技術を初めとした温室効果ガス排出量の削減に貢献する様々な技術が急激な変化発展の途上にあることから、必要に応じて、本計画の見直しを行い、削減目標等について再検討を行います。

第2章 温室効果ガスの削減目標

1. 計画の削減目標の設定

(1) 目標年度及び削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の中期目標及び長期目標は、次のとおりとします。

【中期目標】	2030年度において、2013年度比26%削減 (2005年度比33%削減)
【長期目標】	2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す (脱炭素社会の実現)

(2) 中期目標の考え方

国の地球温暖化対策計画(2016(平成28)年5月閣議決定)では、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づく中期目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(目標年度)において、2013年度(基準年度)比26.0%削減(又は2005年度比25.4%減)としています。

一方、本県においては、基準年度の2013(平成25)年度から現況年度の2018(平成30)年度の間、人口や観光客の増加に伴う活動量の増加が見られることや、地理的・地形的・需要規模の制約から火力発電に頼らざるを得ない電源構成となっていること、吸収源としての管理森林も限られていることから、他都道府県とは異なる特殊事情を有しています。

そのため、国の温室効果ガス削減目標と整合性を図ることはかなり野心的な目標となりますが、地球温暖化対策は我が国全体として取り組んでいく必要があることから、現行技術で可能な取組を推進強化し、国と同じ2013年度比26%削減を達成することを中期目標として設定します。

また、地球温暖化対策はこれまでの取組の連続によるものであることから、2000(平成12)年度(第1次実行計画の基準年度)以降の温室効果ガス排出量のピーク年度である2005(平成17)年度を併記して、これまでの削減実績も示しています。

なお、この削減目標は計画策定時点における最新の状況を考慮して設定していますが、地球温暖化対策を巡る世界の動きは激変の時を迎えており、更に、エネルギー関連技術をはじめとした温室効果ガス排出量の削減に貢献する様々な技術が急激な変化発展の途上にあることから、本計画の中間年度の見直し等においては、削減目標についても再検討を行います。

(3) 長期目標の設定の考え方

IPCCの「1.5°C特別報告書」(2018(平成30)年10月)において、地球温暖化によるリスクを下げるためには2050年頃に二酸化炭素排出量を正味ゼロにすることが必要との見解が示されています。また、令和2年10月26日の臨時国会における総理大臣所信表明演説において我が国における脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。更に、地方公共団体においても2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明が広まりを見せるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しているところです。

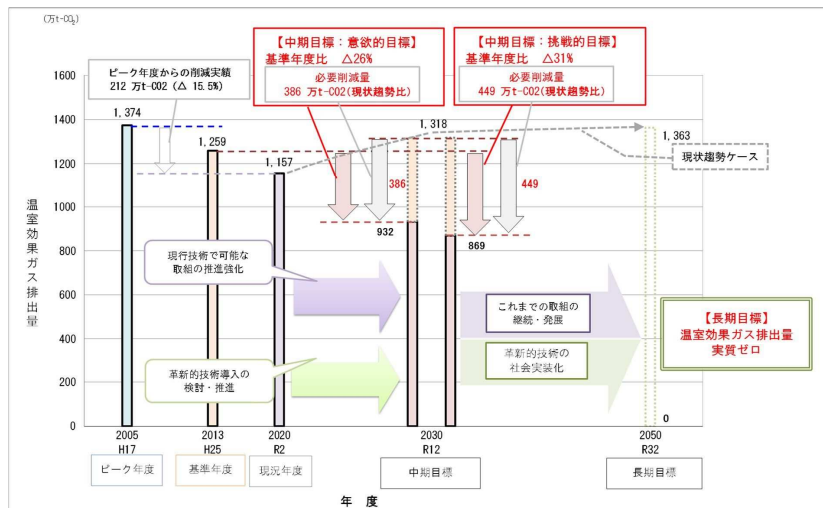
1 (3) 長期目標の設定の考え方

2 IPCCの「1.5℃特別報告書」(2018(平成30)年10月)において、地球温暖化によるリス
3 クを下げるためには2050年頃に二酸化炭素排出量を正味ゼロにすることが必要との見解が示さ
4 れています。また、「温対法の基本理念として、「2050年までの脱炭素社会の実現の実現を旨とし
5 て、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければ
6 ならない。」と謳われています。

7 更に、地方公共団体においても2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明が広まりを見せるなど、脱
8 炭素社会の実現に向けた取組が加速しているところです。

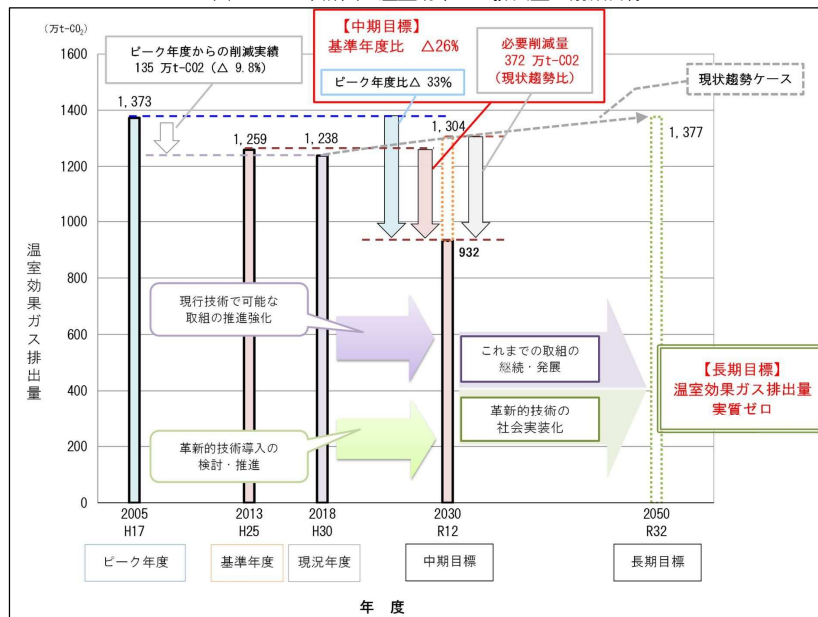
9 その実現には、これまでの取組を継続・発展させながら、革新的技術の導入検討・社会実装化
10 を図っていくことが不可欠であり、現状では高いハードルを越えなければなりません。脱炭素
11 社会の実現に向けて着実にステップを進めていくための決意として、「2050年度に向けて、温室
12 効果ガス排出量実質ゼロ(脱炭素社会の実現)を目指す」ことを長期目標として設定します。

14 図2-2-1 本計画の温室効果ガス排出量の削減目標



その実現には、これまでの取組を継続・発展させながら、革新的技術の導入検討・社会実装化
を図っていくことが不可欠であり、現状では高いハードルを越えなければなりません。脱炭素
社会の実現に向けて着実にステップを進めていくための決意として、「2050年度に向けて、温室
効果ガス排出量実質ゼロ(脱炭素社会の実現)を目指す」ことを長期目標として設定します。

図2-2-1 本計画の温室効果ガス排出量の削減目標



2. 部門別の排出内訳・吸収源対策

各部門別の排出量の内訳は、産業、運輸、民生家庭、民生業務の各部門における取組や、また再生可能エネルギーの導入等による削減を想定し、以下のとおり見込みました(図2-2-2、表2-2-1)。なお、取組によっては温室効果ガスの削減効果が定量的に算出できないものもあることから、ここでは原則として推計可能な削減量のみを見込むこととしました。

また、再生可能エネルギーの活用による発電や発電燃料の低炭素化等、複数の部門にまたがって削減効果が得られる取組等については、削減量の推計結果を各部門に割り振ることとしました。

2030(令和12)年度の削減対策後の温室効果ガス排出量は意欲的目標で932万tと推計され、同年の現状趨勢1,318万tと比較すると、386万tの削減になります。

部門別では、運輸部門の排出量が最も多く288万t(現状趨勢より111万t削減)、次いで民生業務部門の171万t(現状趨勢より115万t削減)、民生家庭部門の164万t(現状趨勢より91万t削減)と推計されます。

図2-2-2 部門別の温室効果ガス排出内訳

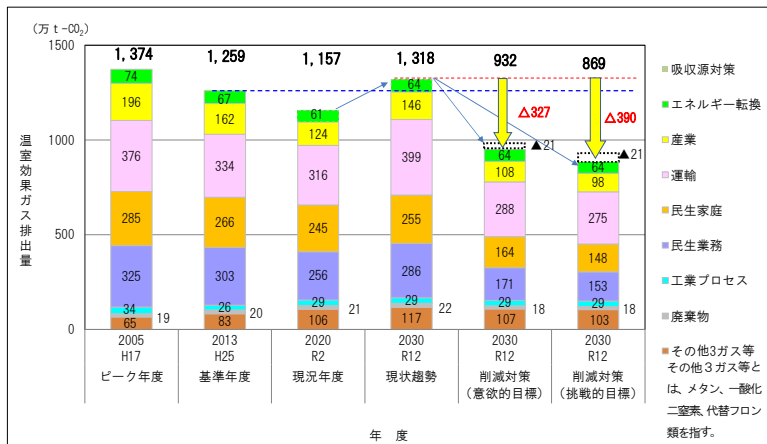


表2-2-1 部門別の温室効果ガス排出内訳

単位: 万t-CO2

Table with 10 columns: Department, Peak Year, Base Year, Current Year, Current Trend, Intentional Target, and Challenging Target. Rows include Energy Conversion, Industry, Transport, Residential, Business, Industrial Processes, Waste, Other 3 gases, and Absorption measures. Total emissions decrease from 1,374 in 2005 to 869 in 2030.

※ 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

2. 部門別の排出内訳・吸収源対策

各部門別の排出量の内訳は、産業、運輸、民生家庭、民生業務の各部門における取組や、また再生可能エネルギーの導入等による削減を想定し、以下のとおり見込みました(図2-2-2、表2-2-1)。なお、取組によっては温室効果ガスの削減効果が定量的に算出できないものもあることから、ここでは原則として推計可能な削減量のみを見込むこととしました。

また、再生可能エネルギーの活用による発電や発電燃料の低炭素化等、複数の部門にまたがって削減効果が得られる取組等については、削減量の推計結果を各部門に割り振ることとしました。

2030(令和12)年度の削減対策後の温室効果ガス排出量は932万tと推計され、同年の現状趨勢1,304万tと比較すると、372万tの削減になります。

部門別では、運輸部門の排出量が最も多く302万t(現状趨勢より91万t削減)、次いで民生家庭部門の162万t(現状趨勢より94万t削減)、民生業務部門の159万t(現状趨勢より114万t削減)と推計されます。

図2-2-2 部門別の温室効果ガス排出内訳

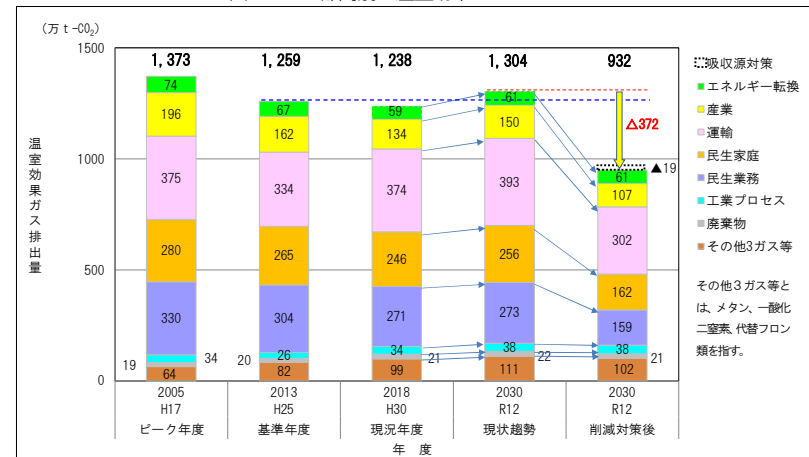


表2-2-1 部門別の温室効果ガス排出内訳

単位: 万t-CO2

Table with 10 columns: Department, Peak Year, Base Year, Current Year, Current Trend, Intentional Target, and Challenging Target. Rows include Energy Conversion, Industry, Transport, Residential, Business, Industrial Processes, Waste, Other 3 gases, and Absorption measures. Total emissions decrease from 1,373 in 2005 to 932 in 2030.

※ 計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

1 (1) 産業部門

2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく対象企業のエネルギー使用量の
3 削減や、農業や水産業、建設業における省エネ型機器への更新や省エネ利用の促進等を見込んで
4 います。

5

6

表 2-2-2 産業部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量(万t-CO ₂)	
	意欲的目標	挑戦的目標
農業用機器の省エネ化・省エネ利用の普及啓発	0.15	0.15
建設工事における省エネ・省資源化の取組の指導	0.73	0.73
製造業における省エネ対策の推進	10.67	10.21
合計	11.56	11.10

7

8

9 (2) 運輸部門

10 電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の普及やエコドライブ等の推進、公共交通
11 の利用促進、船舶や航空の脱炭素化等による削減を見込んでいます。

12

13

表 2-2-3 運輸部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量(万t-CO ₂)		
	意欲的目標	挑戦的目標	
次世代自動車の普及啓発 電気自動車等の導入支援	プラグインハイブリッド車・電気自動車への切替	16.03	16.03
	ハイブリッド自動車(乗用車等)への切替 (乗用車等)	22.33	22.33
	ハイブリッド自動車(軽自動車)への切替 (軽自動車)	27.34	27.34
エコドライブ等の推進	18.98	18.98	
公共交通の利用促進	1.69	1.69	
船舶の省エネ化の推進	4.93	4.93	
航空機の省エネ化の推進	14.03	14.03	
合計	105.33	105.33	

14

(1) 産業部門

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく対象企業のエネルギー使用量の削減や、農業
や建設業における省エネ型機器への更新や省エネ利用の促進等を見込んでいます。

表 2-2-2 産業部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)
農業用機器の省エネ化・省エネ利用の普及啓発	0.09
建設工事における省エネ・省資源化の取組の指導	0.17
製造業における省エネ対策の推進	10.36
合計	10.62

(2) 運輸部門

電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車への切替やエコドライブ等の推進、公共交
通の利用促進、船舶や航空の省エネ化の推進等による削減を見込んでいます。

表 2-2-3 運輸部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)	
次世代自動車の普及啓発 電気自動車等の導入支援	プラグインハイブリッド車・電気自動車への切替	10.02
	ハイブリッド自動車への切替(乗用車等)	20.56
	ハイブリッド自動車への切替(軽自動車)	25.31
エコドライブ等の推進	3.22	
公共交通の利用促進	1.69	
船舶の省エネ化の推進	4.18	
航空機の省エネ化の推進	6.94	
合計	71.92	

1 (3) 民生家庭部門

2 住宅の省エネルギー化、省エネ家電・機器の導入、エネルギー管理システムの導入による削減、
3 省エネルギー型ライフスタイルの推進強化等による削減を見込んでいます。

4

5 表 2-2-4 民生家庭部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量(万t-CO ₂)	
	意欲的目標	挑戦的目標
HEMS導入に向けた普及啓発 電力消費の見える化(スマートメーター等)	10.02	9.33
ZEHの普及促進 低炭素建築物の認定の促進	4.00	3.78
コジェネレーションシステムの普及促進	5.35	4.98
家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発 (給湯器)	2.79	2.79
家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発(照明) 高効率ICT機器の普及啓発	13.59	12.90
低炭素浄化槽の普及促進	0.09	0.08
省エネルギー型ライフスタイルの推進強化	8.62	8.03
太陽熱温水器の普及促進	0.45	0.45
合計	44.92	42.35

6

7

8 (4) 民生業務部門

9 建物の省エネルギー化や省エネ機器等の導入、エネルギー管理システムの導入による削減、
10 エネルギー型事業活動の推進強化等による削減を見込んでいます。

11

12 表 2-2-5 民生業務部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量(万t-CO ₂)	
	意欲的目標	挑戦的目標
BEMS導入に関する情報提供によるエネルギー利用効率の向上 電力消費の見える化(スマートメーター等)	8.82	8.22
ZEBの普及促進	20.38	19.18
業務系施設における高効率な省エネ設備・機器の普及啓発	7.53	7.10
省エネ法や自主行動計画に基づくエネルギー管理 業務系施設におけるESCO事業や省エネ改修による省エネルギー化の 促進	20.77	19.60
省エネルギー型事業活動の推進強化	6.00	5.59
合計	63.49	59.68

13

(3) 民生家庭部門

エネルギー管理システムの導入による削減や、住宅の省エネ性能の向上、高効率家電・照明の
普及や省エネルギー行動等による削減を見込んでいます。

表 2-2-4 民生家庭部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)
HEMS導入に向けた普及啓発 電力消費の見える化(スマートメーター等)	9.91
ZEHの普及促進 低炭素建築物の認定の促進	3.39
コジェネレーションシステムの普及促進	4.59
家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発(給湯器)	2.40
家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発(照明) 高効率ICT機器の普及啓発	13.21
低炭素浄化槽の普及促進	0.04
省エネルギー型ライフスタイルの推進強化	3.96
太陽熱温水器の普及促進	0.09
合計	37.58

(4) 民生業務部門

エネルギー管理システムの導入による削減に加え、業務系施設の省エネ性能の向上や事務機器
等の高効率化による削減、更にエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく対
象企業のエネルギー使用量削減等を見込んでいます。

表 2-2-5 民生業務部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)
BEMS導入に関する情報提供によるエネルギー利用効率の向上 電力消費の見える化(スマートメーター等)	8.73
ZEBの普及促進	14.20
業務系施設における高効率な省エネ設備・機器の普及啓発	6.60
業務系施設におけるESCO事業や省エネ改修による省エネルギー化の促進 環境マネジメントシステムの構築・認証取得の支援	19.98
省エネルギー型事業活動の推進強化	4.54
合計	54.04

1 (5) 廃棄物部門・代替フロン類・吸収源対策

2 廃棄物の発生抑制・**廃棄物の再生利用の促進**・**徹底**によるごみ焼却量の削減、代替フロン類の
3 適正処理等の推進による削減に加え、森林管理の推進や環境保全型農業の推進による土づくり等
4 による二酸化炭素の吸収量を見込んでいます。

5

6 表 2-2-6 廃棄物部門・代替フロン類・吸収源対策における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)	
	意欲的目標	挑戦的目標
廃棄物の発生抑制等の推進 廃棄物の再生利用等の推進	3.68	3.68
フロン類の適正処理等の推進	7.98	7.98
森林・都市緑化等吸収源対策	12.09	12.09
農地土壌吸収源対策	7.19	7.19
合計	30.95	30.95

7

8

9 (6) 削減効果が複数部門にまたがる取組及び新技術等の社会による削減

10 再生可能エネルギーの活用や発電燃料の低炭素化による削減に加え、2030 年度までに導入可能
11 な新規技術等の早期導入促進による削減を見込んでいます。

12 なお、ここで見込んだ削減量は複数部門にまたがるものであることから、温室効果ガスの排出
13 内訳等を踏まえ、各部門等に割り振っています。

14

15 表 2-2-7 削減効果が複数部門にまたがる取組における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)	
	意欲的目標	挑戦的目標
(削減効果が複数部門にまたがる取組) 再生可能エネルギーの利用促進等 発電用燃料の低炭素化	114.55	143.17
脱炭素社会に向けた技術等の早期導入促進 (新技術等の社会実装による削減)	15.21	56.43
合計	129.76	199.59

16

(5) 廃棄物部門・代替フロン類・吸収源対策

廃棄物の発生抑制や再資源化等によるごみ焼却量の削減、代替フロン類の適正処理等の推進に
よる削減に加え、森林管理の推進や環境保全型農業の推進による土づくり等による二酸化炭素の
吸収量を見込んでいます。

表 2-2-6 廃棄物部門における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)
廃棄物の発生抑制等の推進 廃棄物の再生利用等の推進	1.47
フロン類の適正処理等の推進	5.49
森林・都市緑化等吸収源対策	11.82
農地土壌吸収源対策	6.82
合計	25.60

(6) 削減効果が複数部門にまたがる取組

再生可能エネルギーの活用や発電燃料の低炭素化による削減に加え、2030 年度までに導入可能
な新規技術等の早期導入促進による削減を見込んでいます。

なお、ここで見込んだ削減量は複数部門にまたがるものであることから、温室効果ガスの排出
内訳等を踏まえ、各部門等に割り振っています。

表 2-2-7 削減効果が複数部門にまたがる取組における削減見込み量の内訳

関連する主な対策	削減見込量 (万t-CO ₂)	
	産業部門	民生家庭部門 民生業務部門
再生可能エネルギーの利用促進等 発電用燃料の低炭素化	26.21	44.56
		47.60
	小計	118.37
	産業部門	7.12
脱炭素社会に向けた技術等の早期導入促進	運輸部門	18.59
	民生家庭部門	12.11
	民生業務部門	12.93
	その他3ガス等	3.12
	小計	53.87
合計	172.24	

1 (3) 具体的施策・重点施策

2 1) 再生可能エネルギーの利用促進等

3 太陽の恵み・地域の資源を最大限活用した再生可能エネルギー等の導入拡大

4 再生可能エネルギーの導入は、沖縄県の温室効果ガス発生抑制には非常に重要です。
5 例えば、太陽光発電設備と蓄電池との組み合わせや太陽熱利用設備を住居等に設置することで
6 その利用の拡大を図るほか、風力発電、小水力発電やバイオマス利用等を促進し、再生可能エ
7 ネルギーへの転換を図ることが必要です。また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に
8 際しては、各家庭等へのエネルギーの安定的な供給についても考慮する必要があり、マイクロ
9 グリッド等の導入等を併せて検討することが重要です。
10 また、LNGによる発電燃料の低炭素化をはじめとして、石炭等に比べて低炭素な燃料である
11 天然ガスの普及等、エネルギーの低炭素化も推進する必要があります。

13 ①再生可能エネルギーの利用促進等の施策(その1)

Table with 2 columns: Policy Name, Description. Includes sections for solar power, biomass, and biogas utilization.

(3) 具体的施策・重点施策

1) 再生可能エネルギーの利用促進等

太陽の恵み・地域の資源を最大限活用した再生可能エネルギー等の導入拡大

再生可能エネルギーの導入は、沖縄県の温室効果ガス発生抑制には非常に重要です。
例えば、太陽光発電設備と蓄電池との組み合わせや太陽熱利用設備を住居等に設置することで
その利用の拡大を図るほか、風力発電、小水力発電やバイオマス利用等を促進し、再生可能エ
ネルギーへの転換を図ることが必要です。また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に
際しては、各家庭等へのエネルギーの安定的な供給についても考慮する必要があり、マイクロ
グリッド等の導入等を併せて検討することが重要です。
また、LNGによる発電燃料の低炭素化をはじめとして、石炭等に比べて低炭素な燃料である
天然ガスの普及等、エネルギーの低炭素化も推進する必要があります。

①再生可能エネルギーの利用促進等の施策(その1)

Table with 2 columns: Policy Name, Description. Includes sections for solar power, biomass, and biogas utilization.

①再生可能エネルギーの利用促進等の施策 (その2)

3. その他の再生可能エネルギー等の利用の促進	
風力発電設備の導入促進 重	可倒式など県内の風況に適し、自然環境に配慮した風力発電設備の導入を促進します。併せて、設置基準の緩和等の導入拡大を図る取組を検討します。
小水力発電設備の導入促進	落差や余剰圧力を有する箇所での小水力発電設備の導入促進について検討します。
海洋再生可能エネルギーの導入促進 重	島しょ県である沖縄県は海に囲まれていることから、海洋温度差・波力・潮流・海流等を利用した発電の導入可能性について検討を進めます。
地中熱利用に係る普及啓発	地中熱を利用した実証試験の結果を公表し、地中熱エネルギーの利用可能性等について検討します。
再生可能エネルギー関連産業の誘致の促進	県内の再生可能エネルギーの利用促進を図るため、既に再エネ機器の製造を手がけている企業や事業化可能な技術を保有する企業等の誘致を検討します。
地域新電力を活用した再生可能エネルギー等の普及促進	再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等に資する地域新電力に関する情報収集や補助金等の情報提供を行い、再生可能エネルギー等の普及を促進します。
島しょ地域に即した再生可能エネルギーの導入促進	小規模離島等におけるこれまでの実証事業の成果等を踏まえ、島しょ地域に即した再生可能エネルギーの安定的かつ最大限の導入を図ります。
卒FITの活用	FIP電源や卒FIT電源を含む再エネ・分散型リソースの活用を促進するよう新たなビジネスの創出に向けた検討を行います。
4. 再生可能エネルギー導入促進に向けた安定的な電力供給網の確保	
再生可能エネルギーの積極活用に向けたマイクログリッドの整備	太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及を図るため、マイクログリッドの整備等を支援し、電力の安定供給と再生可能エネルギーの利用拡大の両立を目指します。
自家消費やエネルギーの地産地消を行う分散型電源として太陽光発電・太陽熱の普及促進	太陽光発電設備及び蓄電池、高効率給湯器や太陽熱温水器を利用したエネルギーの自家消費や地産地消を推進するため、システムに関する情報提供を行うとともに設置支援の検討を行い、その普及を図ります。
エネルギー需給調整技術の導入促進	出力変動の大きい再エネの影響を緩和するため、電力の供給量に需要量を合わせるデマンドレスポンス(DR)や自家発電事業者等が、消費電力よりも発電電力が多くなった場合に、余った電力を電力系統に流すバーチャルパワープラント(VPP)などのエネルギー需給調整技術の導入を促進します。

マイクログリッド：小規模電力網、小型分散型エネルギー（太陽光、風力、バイオマスなど）を結び、地域内で効率的に運用して電力の需給バランスを調整する地域電力ネットワーク。

①再生可能エネルギーの利用促進等の施策 (その2)

3. その他の再生可能エネルギー等の利用の促進	
風力発電設備の導入促進 重	自然環境に配慮した風力発電設備の導入を促進します。併せて、設置基準の緩和等の導入拡大を図る取組を検討します。
小水力発電設備の導入促進	落差や余剰圧力を有する箇所での小水力発電設備の導入促進について検討します。
海洋再生可能エネルギーの導入促進 重	島しょ県である沖縄県は海に囲まれていることから、海洋温度差・波力・潮流・海流等を利用した発電の導入可能性について検討を進めます。
地中熱利用に係る普及啓発	地中熱を利用した実証試験の結果を公表し、地中熱エネルギーの利用可能性等について検討します。
再生可能エネルギー関連産業の誘致の促進	県内の再生可能エネルギーの利用促進を図るため、自然エネルギー関連産業の誘致を検討します。
地域新電力を活用した再生可能エネルギー等の普及促進	再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等に資する地域新電力に関する情報収集や補助金等の情報提供を行い、再生可能エネルギー等の普及を促進します。
島しょ地域に即した再生可能エネルギーの導入促進	小規模離島等におけるこれまでの実証事業の成果等を踏まえ、島しょ地域に即した再生可能エネルギーの安定的かつ最大限の導入を図ります。
4. 再生可能エネルギー導入促進に向けた安定的な電力供給網の確保	
再生可能エネルギーの積極活用に向けたマイクログリッドの整備	太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及を図るため、マイクログリッドの整備等を支援し、電力の安定供給と再生可能エネルギーの利用拡大の両立を目指します。
自家消費やエネルギーの地産地消を行う分散型電源として太陽光発電・太陽熱の普及促進	太陽光及び太陽熱を利用したエネルギーの地産地消を推進するため、システムに関する情報提供を行うとともに設置支援の検討を行い、その普及を図ります。
5. エネルギーの低炭素化の推進 重	
使用燃料の低炭素化の推進	石炭や石油と比較してより低炭素なエネルギーである天然ガス転換等の施策を推進するとともに、使用燃料の低炭素化のための普及啓発を行います。
水溶性天然ガスの有効活用の促進	沖縄県中南部や宮古島で存在が確認されている水溶性天然ガスの有効利用を促進します。
発電用燃料の低炭素化	沖縄県の地域特性等の制約により、火力発電への依存度が高くなっていますが、重油や石炭よりも低炭素である天然ガスを使用する発電所の安定運用に努めることで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
発電設備更新時における高効率化の促進	発電所の設備更新に合わせた高効率化を促進します。

マイクログリッド：小規模電力網、小型分散型エネルギー（太陽光、風力、バイオマスなど）を結び、地域内で効率的に運用して電力の需給バランスを調整する地域電力ネットワーク。

1 ①再生可能エネルギーの利用促進等の施策 (その3)

2	5. エネルギーの低炭素化の推進	
3		
4	使用燃料の低炭素化の推進 <input type="checkbox"/> 重	石炭や石油と比較してより低炭素なエネルギーである天然ガス転換等の施策を推進するとともに、使用燃料の低炭素化のための普及啓発を行います。
5		
6	水溶性天然ガスの有効活用の促進 <input type="checkbox"/> 重	沖縄県中南部や宮古島で存在が確認されている水溶性天然ガスの有効利用を促進します。
7		
8		
9	発電用燃料の低炭素化 <input type="checkbox"/> 重	沖縄県の地域特性等の制約により、火力発電への依存度が高くなっていますが、重油や石炭よりも低炭素である天然ガスを使用する発電所の安定運用に努めることで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
10		
11		
12	発電設備更新時における高効率化の促進 <input type="checkbox"/> 重	発電所の設備更新に合わせた高効率化を促進します。
13		
14	水素・アンモニア等関連産業の創出	利用時に二酸化炭素を出さない水素・アンモニア等の次世代エネルギーの県内関連産業創出や商用サプライチェーンの構築を促進します。
15		
16		

②低炭素な製品及び役務の利用の施策 (その2)

3. 自動車単体対策の推進	
次世代自動車の普及啓発 重	電気自動車、プラグインハイブリッド及びハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の普及啓発を行います。
県保有車両の電気自動車等への導入推進	県が所有する公用車を順次、電気自動車等に転換します。また、 ソーラーカーポート設置などによる再エネを活用した電気自動車の運用 (ゼロカーボン・ドライブ) など、再生可能エネルギーとの組み合わせによる脱炭素型の利活用を推進します。
電気自動車等の導入支援	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及に向けて、補助制度等の情報提供を図るほか、 充電インフラ等の利用環境の充実 や太陽光発電設備と組み合わせた導入支援を検討します。
V2Hシステムの導入 重	電気自動車がより普及しやすい環境を整備するために、 住宅や事業所へのV2H (充放電設備) の普及啓発を行います。
超小型モビリティやグリーンズローモビリティの普及啓発	自動車よりコンパクトで地域の手軽な足となる超小型モビリティやグリーンズローモビリティにより、コンパクトなまちづくりに適した交通手段として普及促進を図ります。
水素ステーションの整備	「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を踏まえ、規制の見直しや補助制度等の情報提供を行うなど、水素ステーション整備の促進を図ります。
エコドライブ等の推進	エコドライブの実践や関連機器等の普及に向けた情報提供やイベントの開催、普及員の育成等を行います。
ゼロカーボンドライブ (再エネ電気+EV/PHEV/FCV)の普及	ソーラーカーポート設置などによる再エネを活用した 電気自動車の運用 (ゼロカーボン・ドライブ) など、 電気自動車の多様な運用方法について、実証事業の実施 も含め、検討を行います。
4. 船舶・航空の省エネ化等の推進	
船舶・航空機の省エネ化等の推進	航空灯火のLED化や陸上電力供給による船舶のアイドリングストップなど脱炭素化に配慮した空港・港湾機能の高度化等を推進するとともに、航空機・船舶の脱炭素化についても国と連携して取り組みます。
空港や港湾における水素等需給拠点整備の検討	空港や港湾において、CO ₂ フリー水素等の需給拠点の整備について検討し、脱炭素化を目指した取組を推進します。

超小型モビリティ：自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1/6程度。

グリーンズローモビリティ：時速20km未満で公道を走る事が可能な4人乗り以上の電動車両。

②低炭素な製品及び役務の利用の施策 (その2)

3. 自動車単体対策の推進	
次世代自動車の普及啓発 重	電気自動車、プラグインハイブリッド及びハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の普及啓発を行います。
県保有車両の電気自動車等への導入推進	県が所有する公用車を順次、電気自動車等に転換します。また、再生可能エネルギーとの組み合わせによる脱炭素型の利活用を推進します。
電気自動車等の導入支援	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及に向けて、補助制度等の情報提供を図るほか、太陽光発電設備と組み合わせた導入支援を検討します。
超小型モビリティやグリーンズローモビリティの普及啓発	自動車よりコンパクトで地域の手軽な足となる超小型モビリティやグリーンズローモビリティにより、コンパクトなまちづくりに適した交通手段として普及促進を図ります。
水素ステーションの整備	「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を踏まえ、規制の見直しや補助制度等の情報提供を行うなど、水素ステーション整備の促進を図ります。
エコドライブ等の推進	エコドライブの実践や関連機器等の普及に向けた情報提供やイベントの開催、普及員の育成等を行います。
4. 船舶・航空の省エネ化の推進	
船舶のアイドリングストップ	停泊中の船舶に陸上から電力を供給することで、船舶のアイドリングストップを図ります。
空港の省エネ化	空港における省エネ化等の取組について、空港管理者等とともに推進します。
船舶・航空機の省エネ化の促進	船舶・航空機の省エネ化に関する情報を収集し、普及啓発等を行います。

超小型モビリティ：自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1/6程度。

グリーンズローモビリティ：時速20km未満で公道を走る事が可能な4人乗り以上の電動車両。

②低炭素な製品及び役務の利用の施策 (その3)

5. 住宅における省エネルギー対策の推進	
①住宅設備等の性能向上	
H E M S 導入に向けた普及啓発	住宅の新設に際して、H E M Sに関する情報提供等を行い、機器・設備等の運転管理によるエネルギー消費量の削減を促進します。
亜熱帯型省エネ住宅の普及啓発	亜熱帯型省エネ住宅ガイドラインを県民に配布するなど、沖縄県の気候風土に適した亜熱帯型省エネ住宅の普及啓発を行います。
低炭素建築物の認定の促進	エコまち法に基づく低炭素建築物の認定を促進します。
沖縄の気候風土に適応する住宅の省エネ基準の普及促進	建築物省エネ法に基づき策定した「沖縄の気候風土に適応する住宅の省エネ基準」や、沖縄の歴史文化、気候風土等に適した「風土に根ざした家づくり手引書」の普及促進を図ります。
Z E H の普及促進	建築物性能表示制度 (B E L S) に関する情報提供等を行うほか、住宅の快適性の向上や光熱費の削減、防災・減災性能の向上などのメリットの周知、補助制度の情報提供等により、Z E H の普及促進を図ります。
低炭素浄化槽の普及促進	集合住宅等に設置されている大型合併処理浄化槽の低炭素化および消費電力合理化が遅れていることを踏まえて、省エネ型の高効率な最新設備にする補助金の交付等の情報提供を行います。
②高効率機器の普及促進 重	
家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発	エネルギー消費効率が最も優れているトップランナー対象機器 (照明、給湯器等) の普及に向けて、国や事業者等と協力を図るとともに、県民に対して普及啓発等を行います。
高効率 I C T 機器の普及啓発	家庭における省エネ対策として、高効率な I C T 機器の普及啓発を行います。

H E M S : 住宅の複数の家電機器や給湯機器を、情報通信技術 (I C T) により自動制御することにより、省エネ化を図るシステムのこと。
 (Home energy Management System の略)
 Z E H : 快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とする住宅。
 (Net Zero Energy House の略)

②低炭素な製品及び役務の利用の施策 (その3)

5. 住宅における省エネルギー対策の推進	
①住宅設備等の性能向上	
H E M S 導入に向けた普及啓発	住宅の新設に際して、H E M Sに関する情報提供等を行い、機器・設備等の運転管理によるエネルギー消費量の削減を促進します。
亜熱帯型省エネ住宅の普及啓発	亜熱帯型省エネ住宅ガイドラインを県民に配布するなど、沖縄県の気候風土に適した亜熱帯型省エネ住宅の普及啓発を行います。
低炭素建築物の認定の促進	エコまち法に基づく低炭素建築物の認定を促進します。
沖縄の気候風土に適応する住宅の省エネ基準の普及促進	建築物省エネ法に基づき、沖縄の気候風土に適応する住宅の省エネ基準を策定するとともに、その普及促進を図ります。
公的賃貸住宅における省エネ配慮の推進	公営住宅における省エネ化等を促進します。
Z E H の普及促進	建築物性能表示制度 (B E L S) に関する情報提供等を行うほか、住宅の快適性の向上や光熱費の削減、防災・減災性能の向上などのメリットの周知、補助制度の情報提供等により、Z E H の普及促進を図ります。
低炭素浄化槽の普及促進	集合住宅等に設置されている大型合併処理浄化槽の低炭素化および消費電力合理化が遅れていることを踏まえて、省エネ型の高効率な最新設備にする補助金の交付等の情報提供を行います。
②高効率機器の普及促進 重	
家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発	エネルギー消費効率が最も優れているトップランナー対象機器 (照明、給湯器等) の普及に向けて、国や事業者等と協力を図るとともに、県民に対して普及啓発等を行います。
高効率 I C T 機器の普及啓発	家庭における省エネ対策として、高効率な I C T 機器の普及啓発を行います。

H E M S : 住宅の複数の家電機器や給湯機器を、情報通信技術 (I C T) により自動制御することにより、省エネ化を図るシステムのこと。
 (Home energy Management System の略)
 Z E H : 快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とする住宅。
 (Net Zero Energy House の略)

②低炭素な製品及び役務の利用の施策 (その4)

6. 業務系施設における省エネルギー対策の推進	
①建築物等の性能向上	
業務系施設におけるESCO事業や省エネ改修による省エネルギー化の促進	県施設におけるESCO事業の成果等、施設の省エネ化やESCO事業に関する情報提供を行い、民間業務系施設における省エネルギー化を促進します。
BEMS導入に関する情報提供によるエネルギー利用効率の向上	業務系施設の新設に際して、BEMSに関する情報提供等を行い、機器・設備等の運転管理によるエネルギー利用効率の向上を図ります。
ZEBの普及促進 重	建築物性能表示制度(BELS)に関する情報提供等を行うほか、非住宅建築物の快適性の向上や光熱費の削減、防災・減災性能の向上などのメリットの周知、補助制度の情報提供等により、ZEBの普及促進を図ります。
②高効率機器の普及促進 重	
業務系施設における高効率な省エネ設備・機器の普及啓発	オフィスビルや店舗等において消費電力の大きい白熱電球を蛍光ダイオード(LED)や有機EL照明等の高効率照明機器へ転換等、省エネ効率の高い機器の導入に向けた情報提供等を行います。
高効率ICT機器の普及啓発	オフィスにおける省エネ対策として、高効率なICT機器の普及啓発を行います。
7. 行政の率先的取組	
水道事業における省エネルギー対策の推進	水道事業において、省エネ機器の導入、調整池等における効率的な水運用等により、エネルギー利用の削減を図ります。また、海水淡水化施設における省エネ対策の推進を図ります。
下水道事業における省エネルギー対策の推進	下水道処理施設における省エネルギー対策を行うとともに、 汚水処理の過程で発生する汚泥やバイオガス等の未利用エネルギーの有効利用を推進します。
県有施設における省エネルギー化の推進	県有建築物の設計を行う際に、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)における性能評価を実施し、環境負荷の低減を推進します。

BEMS:主に業務系建築物の使用エネルギーや室内環境を、情報通信技術(ICT)により把握し、機器を自動制御することによる、省エネ化を図るシステムのこと。(Building and Energy Management Systemの略)

ZEB:快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とする建物。(Net Zero Energy Buildingの略)

CASBEE:建築環境総合性能評価システム。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiencyの略)

②低炭素な製品及び役務の利用の施策 (その4)

6. 業務系施設における省エネルギー対策の推進	
①建築物等の性能向上	
業務系施設におけるESCO事業や省エネ改修による省エネルギー化の促進	県施設におけるESCO事業の成果等、施設の省エネ化やESCO事業に関する情報提供を行い、民間業務系施設における省エネルギー化を促進します。
BEMS導入に関する情報提供によるエネルギー利用効率の向上	業務系施設の新設に際して、BEMSに関する情報提供等を行い、機器・設備等の運転管理によるエネルギー利用効率の向上を図ります。
ZEBの普及促進 重	建築物性能表示制度(BELS)に関する情報提供等を行うほか、非住宅建築物の快適性の向上や光熱費の削減、防災・減災性能の向上などのメリットの周知、補助制度の情報提供等により、ZEBの普及促進を図ります。
②高効率機器の普及促進 重	
業務系施設における高効率な省エネ設備・機器の普及啓発	オフィスビルや店舗等において消費電力の大きい白熱電球を蛍光ダイオード(LED)や有機EL照明等の高効率照明機器へ転換等、省エネ効率の高い機器の導入に向けた情報提供等を行います。
高効率ICT機器の普及啓発	オフィスにおける省エネ対策として、高効率なICT機器の普及啓発を行います。
7. 行政の率先的取組	
水道事業における省エネルギー対策の推進	水道事業において、省エネ機器の導入、調整池等における効率的な水運用等により、エネルギー利用の削減を図ります。また、海水淡水化施設における省エネ対策の推進を図ります。
下水道事業における省エネルギー対策の推進	下水道処理施設における省エネルギー対策を行うとともに、 下水汚泥から発生する未利用エネルギーの有効利用を推進します。
県有施設における省エネルギー化の推進	県有建築物の設計を行う際に、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)における性能評価を実施し、環境負荷の低減を推進します。

BEMS:主に業務系建築物の使用エネルギーや室内環境を、情報通信技術(ICT)により把握し、機器を自動制御することによる、省エネ化を図るシステムのこと。(Building and Energy Management Systemの略)

ZEB:快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とする建物。(Net Zero Energy Buildingの略)

CASBEE:建築環境総合性能評価システム。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiencyの略)

3) 地域環境の整備・改善

環境負荷の少ない、みどりあふれるまちづくりの推進

本県の二酸化炭素排出量は、運輸部門からの排出の占める割合が大きくなっています。本県においては、人口や観光客数の増加等による自動車保有台数の増加という現状から、低炭素型の交通システムへの移行を図るため、渋滞緩和や公共交通の利用促進等の取組を進めます。

温室効果ガス排出量の低減に向けては、各主体が個別に対策を進めることも重要ですが、各主体の活動に伴うエネルギー使用が低減するような高効率に活動できる都市の形成を目指すことが必要です。例えば、各主体の移動量が低減するように公共施設や商業施設等を適正に配置し、住居や市街地を利便性の高い公共交通軸上に計画的に配置する等、集約型・低炭素型の都市構造やスマートコミュニティの形成を図ることなどが考えられます。

また、本県が多くは離島から成る島しょ県であることを踏まえ、その規模に応じたまちづくりの在り方も検討する必要があります。

更に、二酸化炭素吸収源の活用により、地球温暖化の進行抑制を目指します。

そのためには、森林を適切に維持管理し、樹木等が健全に成長できる環境を整備するとともに、堆肥等有機物の投入によって土壌中への炭素貯留を進めるほか、海洋生態系に蓄積される炭素であるブルーカーボンの吸収源としての活用を検討していく必要があります。

③地域環境の整備・改善の施策(その1)

1. 交通分野における低炭素化の推進	
①自動車交通流対策の推進	
高度道路情報化等(ETC2.0サービスの拡大等)	渋滞情報の提供等により、交通流を分散させ、渋滞の緩和を図ります。
高度道路交通システム(ITS)等による交通流の改善	最先端の情報通信や制御技術を活用して、交通流の改善を図ります。
交通流対策の推進	低炭素まちづくりに向けて、人・モノが効率的に行き交う幹線道路網整備等の交通流対策を推進します。
渋滞ボトルネック対策	道路拡幅工事等による主要渋滞交差点の渋滞ボトルネック対策に取り組みます。
交通需要マネジメント(TDM)施策の推進	自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの交通渋滞等の交通問題を改善する手法を推進します。

3) 地域環境の整備・改善

環境負荷の少ない、みどりあふれるまちづくりの推進

本県の二酸化炭素排出量は、運輸部門からの排出の占める割合が大きくなっています。本県においては、人口や観光客数の増加等による自動車保有台数の増加という現状から、低炭素型の交通システムへの移行を図るため、渋滞緩和や公共交通の利用促進等の取組を進めます。

温室効果ガス排出量の低減に向けては、各主体が個別に対策を進めることも重要ですが、各主体の活動に伴うエネルギー使用が低減するような高効率に活動できる都市の形成を目指すことが必要です。例えば、各主体の移動量が低減するように公共施設や商業施設等を適正に配置し、住居や市街地を利便性の高い公共交通軸上に計画的に配置する等、集約型・低炭素型の都市構造やスマートコミュニティの形成を図ることなどが考えられます。

また、本県が多くは離島から成る島しょ県であることを踏まえ、その規模に応じたまちづくりの在り方も検討する必要があります。

更に、二酸化炭素吸収源の活用により、地球温暖化の進行抑制を目指します。

そのためには、森林を適切に維持管理し、樹木等が健全に成長できる環境を整備するとともに、堆肥等有機物の投入によって土壌中への炭素貯留を進めるほか、海洋生態系に蓄積される炭素であるブルーカーボンの吸収源としての活用を検討していく必要があります。

③地域環境の整備・改善の施策(その1)

1. 交通分野における低炭素化の推進	
①自動車交通流対策の推進	
高度道路情報化等(ETC2.0サービスの拡大等)	渋滞情報の提供等により、交通流を分散させ、渋滞の緩和を図ります。
高度道路交通システム(ITS)等による交通流の改善	最先端の情報通信や制御技術を活用し、交通流の改善を図ります。
交通流対策の推進	低炭素まちづくりに向けて、人・モノが効率的に行き交う幹線道路網整備等の交通流対策を推進します。
渋滞ボトルネック対策	道路拡幅工事等による主要渋滞交差点の渋滞ボトルネック対策に取り組みます。
交通需要マネジメント(TDM)施策の推進	自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルの交通渋滞等の交通問題を改善する手法を推進します。
②自動車交通の適正化	
ノーマイカーデーの推進	特定の日に自動車利用を自粛するノーマイカーデーの普及を事業者等とともに検討します。
時差出勤の推進	朝夕のラッシュ時から比較的道路の空いている時間帯への出勤・退勤時間の変更を事業者等とともに検討します。
テレワークの推進	自動車交通量の削減にも寄与するテレワークなどの多様で柔軟な働き方を推進します。
カーシェアリングの導入	1台の自動車を共有するカーシェアリングの仕組みの普及を図ります。
モビリティウィーク&カーフリーデーの推進	過度に車に頼りすぎない暮らしについて社会啓発する施策を推進します。
相乗り(HOV)の普及・啓発	1人乗りによる自動車交通量を削減し、交通量を削減することによる道路モビリティの改善を図ります。

③地域環境の整備・改善の施策(その2)

②自動車交通の適正化	
ノーマイカーデーの推進	特定の日に自動車利用を自粛するノーマイカーデーの普及を事業者等とともに検討します。
時差出勤の推進	朝夕のラッシュ時から比較的道路の空いている時間帯への出勤・退勤時間の変更を事業者等とともに検討します。
テレワークの促進	自動車交通量の削減にも寄与するテレワークなどの多様で柔軟な働き方を促進します。
カーシェアリングの導入	1台の自動車を共有するカーシェアリングの仕組みの普及を図ります。
モビリティウィーク & カーフリーデーの推進	過度に車に頼りすぎないくらしについて社会啓発する施策を推進します。
相乗り(HOV)の普及・啓発	1人乗りによる自動車交通量を削減し、交通量を削減することによる道路モビリティの改善を図ります。
③公共交通の利用促進 重	
モビリティマネジメント施策の推進	モビリティマネジメントにより、公共交通利用への転換を促進します。
新たな決済手段の導入による公共交通機関の利便性の向上	公共交通機関の更なる利用促進に向け、IC乗車券や CONTACTレス決済 をはじめとする新たな決済手段の普及促進を行います。
パーク&バスライドの促進	都心部への自家用車の流入を抑制し、自家用車の利用距離の低減と都心部の渋滞緩和を図るため、主要バス停への駐車場整備を検討します。
サイクル&バスライドの促進	駐輪場や シェアサイクル(コミュニティサイクル) ポートの設置等により、自転車からバスへの乗り継ぎを容易にすることにより、利便性の向上を図る取り組みを検討します。
バス&モノレールライドの促進	バスとモノレールの連携による公共交通の利便性向上と、自動車利用者からの転換を図り、都市部の渋滞緩和を図ります。
レンタカー&モノレールライドの促進	モノレール駅付近におけるレンタカーの貸出、借受により、レンタカーによる都心通過車両数の減少を図ります。
モノレールの利用促進	モノレールの利用促進を図るため、沿線地域、周辺施設及びパーク&ライド駐車場との連携などの取組を沖縄都市モノレール株式会社とともに推進します。
キャンパス交通システムの促進	モノレールの交通結節点と大学キャンパス間において、公共交通機関の利用を促進します。
バスレーン等の拡大による定時速達性の確保	バスレーンの延長を検討します。

モビリティマネジメント：1人1人のモビリティ(移動)が、過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等、社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

③地域環境の整備・改善の施策(その2)

③公共交通の利用促進 重	
モビリティマネジメント施策の推進	モビリティマネジメントにより、公共交通利用への転換を促進します。
新たな決済手段の導入による公共交通機関の利便性の向上	公共交通機関の更なる利用促進に向け、IC乗車券をはじめとする新たな決済手段の普及促進を行います。
パーク&バスライドの促進	都心部への自家用車の流入を抑制し、自家用車の利用距離の低減と都心部の渋滞緩和を図るため、主要バス停への駐車場整備を検討します。
サイクル&バスライドの促進	駐輪場の設置等により、自転車からバスへの乗り継ぎを容易にすることにより、利便性の向上を図る取り組みを検討します。
バス&モノレールライドの促進	バスとモノレールの連携による公共交通の利便性向上と、自動車利用者からの転換を図り、都市部の渋滞緩和を図ります。
レンタカー&モノレールライドの促進	モノレール駅付近におけるレンタカーの貸出、借受により、レンタカーによる都心通過車両数の減少を図ります。
モノレールの利用促進	モノレールの利用促進を図るため、沿線地域、周辺施設及びパーク&ライド駐車場との連携などの取組を沖縄都市モノレール株式会社とともに推進します。
キャンパス交通システムの促進	モノレールの交通結節点と大学キャンパス間において、公共交通機関の利用を促進します。
バスレーン等の拡大による定時速達性の確保	バスレーンの延長を検討します。
バスの利便性向上	バス利用者の利便性向上が図られるよう、低床バス車両の導入を促進するとともに、バス停留所の上屋を整備します。
バス路線網の改善(基幹バスの導入)	バス路線網の再編や基幹バスの導入等、バス運行体系の改善を検討し、自家用車から公共交通利用への転換を促します。
新たな公共交通の整備	自家用車から公共交通への転換を図るため、定時性や速達性が確保され、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結び利便性の高い公共交通ネットワーク(バスやLRTなど)の構築に向けた取組を推進します。
④観光分野における取組	
観光マップの活用等による公共交通を利用した観光の促進	観光マップへの大手検索サイトでの経路検索結果にリンクするQRコードの掲載や公共交通を利用したモデルコースを示すなど、観光客のモノレール・バス利用を促進します。
観光地間の公共交通利便性の促進	観光客の観光地間のアクセスの向上を図るため、観光地を結ぶバスの運行や定期船の利便性の増進を促進します。
自転車や超小型モビリティを利用した観光促進	ホテルや観光拠点における自転車や超小型モビリティ、グリーンスローモビリティの導入を促し、公共交通を組合せた観光を促進します。

モビリティマネジメント：1人1人のモビリティ(移動)が、過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等、社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

③地域環境の整備・改善の施策 (その3)

③公共交通の利用促進 (重)	
バスの利便性向上	バス利用者の利便性向上が図られるよう、 ノンステップバス等 の導入を促進するとともに、バス停留所の上屋を整備します。
バス路線網の改善 (基幹バスの導入)	バス路線網の再編や基幹バスの導入等、バス運行体系の改善を検討し、自家用車から公共交通利用への転換を促します。
新たな公共交通の整備	自家用車から公共交通への転換を図るため、定時性や速達性が確保され、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワーク (バスやLRTなど) の構築に向けた取組を推進します。
CASEの考え方に基づくモビリティ (電動化、自動運転化等)	CASE等の基盤となる公共交通情報等のオープンデータを継続的に利用できる環境の構築・維持や、公共交通におけるコンタクトレス決済の普及に取り組み、ICTを活用した新たなサービスの創出を促進します。
④観光分野における取組	
観光マップの活用等による公共交通を利用した観光の促進	観光マップへの大手検索サイトでの経路検索結果にリンクするQRコードの掲載や公共交通を利用したモデルコースを示すなど、観光客のモノレール・バス利用を促進します。
観光地間の公共交通利便性の促進	観光客の観光地間のアクセスの向上を図るため、観光地を結ぶバスの運行や定期船の利便性の増進を促進します。
自転車や超小型モビリティを利用した観光促進	ホテルや観光拠点における自転車や超小型モビリティ、グリーンスローモビリティの導入を促し、公共交通を組合せた観光を促進します。
空港・港湾から観光地までの観光二次交通の機能強化等	空港・港湾から観光地までの交通手段となるモノレール、バス、タクシー、レンタカー、船舶などの二次交通の機能強化を図りつつ、主要観光拠点を観光二次交通の交通結節点として位置づけ、自動運転技術を活用した新たなモビリティや脱炭素の視点を踏まえた電気自動車等の次世代自動車、カーシェアリングの活用の検討など、多様なモビリティを活用したシームレスな乗り継ぎサービスの提供に取り組みます。
MaaS等の環境整備	複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、一つのサービスとして「検索・予約・決済」ができるMaaS等、官民一体でのデータ及び提供サービス等を連携することにより、県民や観光客の公共交通機関の利用を促進します。

CASE: 「Connected (コネクテッド)」「Automated/Autonomous (自動運転)」「Shared & Service (シェアリング)」「Electrification (電動化)」というモビリティの変革を表す4つの領域の頭文字をつなげた造語。

③地域環境の整備・改善の施策(その4)

2. まちづくりにおける低炭素化の推進	
①魅力あるまちづくり	
トランジットモールによる通行規制の導入(国際通りトランジットモール)	公共交通への利用転換を図るため、道路のトランジットモール化による自家用車の通行規制を検討します。
コミュニティサイクル(シェアサイクル)の導入	自転車利用を促進するため、 シェアサイクル(コミュニティサイクル) の導入を促進します。
良好な歩行者空間の形成	街路樹の活用やバリアフリー化の推進により良好な歩行者空間を整備するとともに、地域の商業施設や観光拠点等との連携により、歩いて楽しいまちづくりを検討します。
自転車利用環境の整備	自転車通行空間の整備や普及啓発を行います。
②集約型・低炭素型都市構造の実現	
低炭素型まちづくりに向けた都市計画・地区計画策定の促進	個々の施設等が単独で省エネルギー対策を進めるだけでなく、地域全体でエネルギー利用効率を高めるため、低炭素型まちづくりの視点を盛り込んだ、都市計画や地区計画の策定を促進します。
沖縄らしいスマートコミュニティ形成の促進	エネルギー関連技術やマイクログリッド、これらを含むICTの活用やインフラデータの総合活用に加え、亜熱帯地域の気候に合わせた省エネ型住宅整備、小規模離島に合わせた制御方法など、沖縄らしいスマートコミュニティの構築を促進します。
グリーンICTの活用	省電力化など、地球環境への負荷を低減できるICT関連機器やITシステムなどの導入やICTを活用することで地球環境への負荷を低減する取組を推進します。
低炭素で災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入	災害に強く、 脱炭素 な地域づくりを支援するため、先進的技術や取組を採り入れた再生可能エネルギーや天然ガスなどによる自立・分散型エネルギーシステム(蓄電池導入を含む)に関する補助制度等の情報提供を行い、その普及促進を図ります。
水素社会実現に向けた取組の検討	水素ステーション、定置用燃料電池、燃料電池自動車等に関する情報提供を行うとともに導入促進に向けた取組を検討します。
水素を利用した脱炭素で災害に強い安全・安心な地域づくり	水素・アンモニア等の次世代エネルギーの地産地消による災害に強い安全・安心な地域づくりや県内の水素関連産業の創出を促進します。

トランジットモール：自動車の乗り入れを制限し、歩行者とバスや路面電車などの公共交通機関のみが通行できる一定の商業空間。
 スマートコミュニティ：スマートグリッドの技術を活用し、家庭やビル・交通システムをネットワーク化して消費エネルギーを最小限に抑え、るとともに太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限利用するエネルギー管理を地域単位で行う環境配慮型の地域システムのこと。
 マイクログリッド：小規模電力網、小型分散型エネルギー(太陽光、風力、バイオマスなど)を結び、地域内で効率的に運用して電力の需給バランスを調整する地域電力ネットワーク。

③地域環境の整備・改善の施策(その3)

2. まちづくりにおける低炭素化の推進	
①魅力あるまちづくり	
トランジットモールによる通行規制の導入(国際通りトランジットモール)	公共交通への利用転換を図るため、道路のトランジットモール化による自家用車の通行規制を検討します。
コミュニティサイクル(シェアサイクル)の導入	自転車利用を促進するため、コミュニティサイクル(シェアサイクル)の導入を検討します。
良好な歩行者空間の形成	街路樹の活用やバリアフリー化の推進により良好な歩行者空間を整備するとともに、地域の商業施設や観光拠点等との連携により、歩いて楽しいまちづくりを検討します。
自転車利用環境の整備	自転車通行空間の整備や普及啓発を行います。
②集約型・低炭素型都市構造の実現	
低炭素型まちづくりに向けた都市計画・地区計画策定の促進	個々の施設等が単独で省エネルギー対策を進めるだけでなく、地域全体でエネルギー利用効率を高めるため、低炭素型まちづくりの視点を盛り込んだ、都市計画や地区計画の策定を促進します。
沖縄らしいスマートコミュニティ形成の促進	エネルギー関連技術やマイクログリッド、これらを含むICTの活用やインフラデータの総合活用に加え、亜熱帯地域の気候に合わせた省エネ型住宅整備、小規模離島に合わせた制御方法など、沖縄らしいスマートコミュニティの構築を促進します。
グリーンICTの活用	省電力化など、地球環境への負荷を低減できるICT関連機器やITシステムなどの導入やICTを活用することで地球環境への負荷を低減する取組を推進します。
低炭素で災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入	災害に強く、低炭素な地域づくりを支援するため、先進的技術や取組を採り入れた再生可能エネルギーや天然ガスなどによる自立・分散型エネルギーシステム(蓄電池導入を含む)に関する補助制度等の情報提供を行い、その普及促進を図ります。
水素社会実現に向けた取組の検討	水素ステーション、定置用燃料電池(エネファーム等)、燃料電池自動車等に関する情報提供を行うとともに導入促進に向けた取組を検討します。

トランジットモール：自動車の乗り入れを制限し、歩行者とバスや路面電車などの公共交通機関のみが通行できる一定の商業空間。
 スマートコミュニティ：スマートグリッドの技術を活用し、家庭やビル・交通システムをネットワーク化して消費エネルギーを最小限に抑え、るとともに太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限利用するエネルギー管理を地域単位で行う環境配慮型の地域システムのこと。
 マイクログリッド：小規模電力網、小型分散型エネルギー(太陽光、風力、バイオマスなど)を結び、地域内で効率的に運用して電力の需給バランスを調整する地域電力ネットワーク。

③地域環境の整備・改善の施策(その5)

③熱環境改善を通じた都市の低炭素化	
都市の緑化等の促進	建築物の屋上緑化や壁面緑化、敷地内の緑化等を促進し、エネルギー利用の抑制等を図ります。
公共施設の緑化	県の施設等において、在来種を中心とした緑化を推進します。
緑化活動の支援	行政、団体、企業等による緑化活動を支援します。
市街地に残る大規模緑地の保全の推進	市街地に残る公園等の緑を保全し、市街地の熱環境の緩和を促します。
街路樹の整備の推進	街路樹の整備により歩行空間の快適性を向上させ、歩きやすいまちづくりを進めます。
道路への遮熱性舗装、保水性舗装の導入、普及啓発	道路舗装への遮熱性舗装や保水性舗装の施工により、舗装箇所の蓄熱量を低減し、熱環境の緩和を図ります。
風の道に配慮した都市整備等の促進	風の道に配慮したまちづくりを行うことで、地区内の風通しをよくし、熱環境の緩和を図ります。
市町村による促進区域制度の効果的な活用に向けた情報提供	再生可能エネルギーの導入に伴う環境や地域住民への影響に配慮し、県内の地域脱炭素促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)に係る都道府県環境配慮基準の設定を検討するとともに、市町村が促進区域を設定するに当たって必要な情報提供、助言を行います。

重

③地域環境の整備・改善の施策(その4)

③熱環境改善を通じた都市の低炭素化	
都市の緑化等の促進	建築物の屋上緑化や壁面緑化、敷地内の緑化等を促進し、エネルギー利用の抑制等を図ります。
公共施設の緑化	県の施設等において、在来種を中心とした緑化を推進します。
緑化活動の支援	行政、団体、企業等による緑化活動を支援します。
市街地に残る大規模緑地の保全の推進	市街地に残る公園等の緑を保全し、市街地の熱環境の緩和を促します。
街路樹の整備の推進	街路樹の整備により歩行空間の快適性を向上させ、歩きやすいまちづくりを進めます。
道路への遮熱性舗装、保水性舗装の導入、普及啓発	道路舗装への遮熱性舗装や保水性舗装の施工により、舗装箇所の蓄熱量を低減し、熱環境の緩和を図ります。
風の道に配慮した都市整備等の促進	風の道に配慮したまちづくりを行うことで、地区内の風通しをよくし、熱環境の緩和を図ります。
3. 吸収源対策の推進	
①森林・都市緑化等吸収源対策	
林業活性化の促進	より多くの温室効果ガスの吸収を促すため、林業の活性化を図ります。
森林管理の推進	県内の森林管理を推進し、森林の吸収源としての機能を高めます。
造林事業	無立木地への造林や複層林整備を実施します。
県民一体となった緑化活動の推進	県民一体となった緑化活動の推進により、緑の重要性を県民に広め、緑の造成や保全に対する関心を高めます。
県産材利用の普及促進	県産材の利用を促進し、県内の林業活性化とともに、温室効果ガスの固定を図ります。
都市公園の整備の推進	都市公園の整備を進め、市街地の熱環境の緩和を図ります。
緑の回廊づくり(緑のネットワーク)	在来種を中心とした街路樹帯、公園緑地、水辺、公共施設の緑地、商業施設・住宅施設、農地防風林などを利用して、生き物たちが移動できる連続した森林緑地の形成を図ります。
二酸化炭素森林吸収量認証制度	緑化・森林整備による樹木の二酸化炭素吸収量を数値化し、認証する取組を行います。
②農地土壌吸収源対策	
環境保全型農業の推進	堆肥等有機物の投入による土づくりや緑肥作物のすきこみ等を行うことで、環境保全型農業を推進するとともに、土壌中への炭素の貯留を促します。
③海域等における吸収源対策	
サンゴ礁の保全の推進	島しょ県である沖縄県の特徴を活かし、温室効果ガスを吸収・固定する可能性のあるサンゴ礁の保全を図ります。
ブルーカーボンに関する知見の蓄積	海洋生態系に蓄積される炭素であるブルーカーボンに関する情報を収集し、海洋生態系の保全を図りながら、吸収源対策としての活用を検討します。

1	③地域環境の整備・改善の施策 (その6)	
2	3. 吸収源対策の推進	
3	①森林・都市緑化等吸収源対策	
4		
5	林業活性化の促進	重 より多くの温室効果ガスの吸収を促すため、林業の活性化を図ります。
6		
7	森林管理の推進	重 県内の森林管理を推進し、森林の吸収源としての機能を高めます。
8		
9	造林事業	無立木地への造林や複層林整備を実施します。
10	県民一体となった緑化活動の推進	県民一体となった緑化活動の推進により、緑の重要性を県民に広め、緑の造成や保全に対する関心を高めます。
11		
12	県産材利用の普及促進	県産材の利用を促進し、県内の林業活性化とともに、温室効果ガスの固定を図ります。
13		
14	都市公園の整備の推進	都市公園の整備を進め、市街地の熱環境の緩和を図ります。
15		
16	緑の回廊づくり (緑のネットワーク)	在来種を中心とした街路樹帯、公園緑地、水辺、公共施設の緑地、商業施設・住宅施設、農地防風林などを利用して、生き物たちが移動できる連続した森林緑地の形成を図ります。
17		
18	二酸化炭素森林吸収量認証制度	重 緑化・森林整備による樹木の二酸化炭素吸収量を数値化し、認証する「 沖縄県CO₂吸収量認証制度 」を推進します。
19		
20	②農地土壌吸収源対策	
21		
22	環境保全型農業の推進	堆肥等有機物の投入による土づくりや緑肥作物のすきこみ等を行うことで、環境保全型農業を推進するとともに、土壌中への炭素の貯留を促します。
23		
24	③海域等における吸収源対策	
25		
26	サンゴ礁の保全の推進	島しょ県である沖縄県の特徴を活かし、 二酸化炭素 を吸収・固定する可能性のあるサンゴ礁の 保全・再生活動に取り組みます。
27		
28	ブルーカーボンに関する知見の蓄積	海洋生態系に蓄積される炭素であるブルーカーボンに関する情報を収集し、海洋生態系の保全を図りながら、吸収源対策としての活用を検討します。
29		
30		
31		
32		

4) 循環型社会の形成

廃棄物の減量化と資源循環性の向上した社会の形成

循環型社会を形成することは、限られた資源の利用を抑制し、廃棄物の焼却量を減少させることにつながります。そのため、廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用(3R)を徹底するほか、廃棄物発電等のサーマルリサイクル(熱回収)を進めていきます。

また、冷凍・冷蔵機器等から代替フロン類を確実に回収するための取組も重要です。

④循環型社会の形成の施策(その1)

1. 廃棄物等の適正処理や処理の低炭素化等の推進	
監視指導の実施	排出事業者、廃棄物処理業者等への監視指導を実施します。
不法投棄防止施策の推進	市町村と連携し、不法投棄防止パトロールや普及啓発活動を実施するなど、不法投棄防止施策を推進します。
市町村産廃対策支援事業の推進	市町村が行う産業廃棄物処理施設周辺環境調査や不法投棄監視カメラの導入等の事業に対し支援を行います。
一般廃棄物焼却施設からの温室効果ガス排出量の削減	市町村が一般廃棄物焼却施設を設置、更新等を行う際に、温室効果ガス発生量も考慮するよう助言等を行います。
フロン類の適正処理等の推進 重	フロン類の確実な回収に向けた立入検査・普及啓発等を行います。
使用済太陽光発電設備の適正処理	耐用年数が過ぎた太陽光パネルなどの再生可能エネルギー設備の再生利用や適正処理等を促進します。
2. 廃棄物の発生抑制等の推進	
3Rの促進・徹底(発生抑制) 重	廃棄物の焼却処理に伴い、温室効果ガスが発生します。そのため、廃棄物の発生抑制に向けた啓発等を行います。
レジ袋有料化・マイバッグ利用の促進	廃棄物焼却量の減量を図るため、県民等へマイバッグ利用等の普及啓発を行います。
食品ロスの削減の推進	食品ロスは、製造、物流、販売、消費など様々な段階で発生することから、サプライチェーン全体でその削減に取り組む必要があるため、多様な主体が連携した県民運動として施策を推進します。
脱プラスチック社会実現に向けた取組の推進 重	脱プラスチック社会への変革に向けて、使い捨て容器包装等の削減などプラスチック製品使用の低減化、プラスチック素材から自然素材への転換、自然環境に優しい生分解性プラスチックなど新しい代替素材の研究開発・低コスト化促進等の普及啓発等に取り組みます。

3R:「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再資源化)」の3つの総称。

4) 循環型社会の形成

廃棄物の減量化と資源循環性の向上した社会の形成

循環型社会を形成することは、限られた資源の利用を抑制し、廃棄物の焼却量を減少させることにつながります。そのため、廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用(3R)を徹底するほか、廃棄物発電等のサーマルリサイクル(熱回収)を進めていきます。

また、冷凍・冷蔵機器等から代替フロン類を確実に回収するための取組も重要です。

④循環型社会の形成の施策 (その2)

3. 廃棄物の再生利用等の推進	
3 R の促進・徹底 (再利用・再生利用)	廃棄物焼却の減量及び資源の有効利用を図るため、 県民、市町村等、事業者によるリサイクルの取組促進に係る啓発等 を行います。
沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業の推進	産業廃棄物のリサイクルを推進するため、リサイクル施設導入の支援やリサイクル製品の研究開発の支援を行います。
廃棄物処理施設におけるサーマルリサイクルの促進	廃棄物焼却時の排熱を回収し、発電等に利用するサーマルリサイクルを促進します。
食品廃棄物の再資源化の促進	食品由来廃棄物の堆肥化・飼料化について、市町村及び事業者と連携して取り組みます。また、食品由来廃棄物の肥料化や飼料化に係る事業計画の認定促進等に取り組みます。
建設資材廃材の再資源化	コンクリートやアスファルト・コンクリート、木材等の建設資材廃材等が適切に再資源化されるよう、事業者への指導・助言等を行います。
ゆいくる材の利用促進	廃棄物を原材料とした建設リサイクル資材の利用促進を図るため、品質・性能・環境に対する安全性等の評価基準に適合する資材を「ゆいくる材」として認定し、公共工事における積極的な使用を推進します。
下水汚泥の有効利用の推進	下水汚泥から発生する未利用エネルギー、肥料への利用等、資源としての活用促進について啓発等 を行います。
家畜排せつ物の適正利用の促進	家畜排せつ物の適正処理を促進し、有機資源としての有効活用や環境保全を図ります。
海岸漂着物等の適正処理・再資源化等の推進	海岸漂着物等について適正処理するための体制を確保するとともに、再資源化等の取り組みを促進します。
プラスチックの資源循環を促進	プラスチック資源の循環的利用の取り組みを促進 します。

3 R : 「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の3つのRの総称。

④循環型社会の形成の施策 (その1)

1. 廃棄物等の適正処理や処理の低炭素化等の推進	
監視指導の実施	排出事業者、廃棄物処理業者等への監視指導を実施します。
不法投棄防止施策の推進	市町村と連携し、不法投棄防止パトロールや普及啓発活動を実施するなど、不法投棄防止施策を推進します。
市町村産廃対策支援事業の推進	市町村が行う産業廃棄物処理施設周辺環境調査や不法投棄監視カメラの導入等の事業に対し支援を行います。
一般廃棄物焼却施設からの温室効果ガス排出量の削減	市町村が一般廃棄物焼却施設を設置、更新等を行う際に、温室効果ガス発生量も考慮するよう助言等を行います。
フロン類の適正処理等の推進	重 フロン類の確実な回収に向けた立入検査・普及啓発等を行います。
2. 廃棄物の発生抑制等の推進	
3 R の促進・徹底 (発生抑制)	重 廃棄物の焼却処理に伴い、温室効果ガスが発生します。そのため、廃棄物の発生抑制に向けた啓発等を行います。
レジ袋有料化・マイバッグ利用の促進	廃棄物焼却量の減量を図るため、県民等へマイバッグ利用等の普及啓発を行います。
食品ロスの削減の推進	食品ロスの現状を把握するよう努め、食品ロス削減推進法に基づく計画策定に取り組みとともに、廃棄物処理計画等との関連施策と連携し、食品ロス削減を推進します。また、食品事業者の未利用食品等を活用するための支援の周知に取り組みます。
3. 廃棄物の再生利用等の推進	
3 R の促進・徹底 (再利用・再生利用)	廃棄物焼却の減量及び資源の有効利用を図るため、市町村等での分別回収を進めるとともに、事業者への啓発等を行います。
沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業の推進	産業廃棄物のリサイクルを推進するため、リサイクル施設導入の支援やリサイクル製品の研究開発の支援を行います。
廃棄物処理施設におけるサーマルリサイクルの促進	廃棄物焼却時の排熱を回収し、発電等に利用するサーマルリサイクルを促進します。
食品廃棄物の再資源化の促進	食品由来廃棄物の堆肥化・飼料化について、市町村及び事業者と連携して取り組みます。また、食品由来廃棄物の肥料化や飼料化に係る事業計画の認定促進等に取り組みます。
建設資材廃材の再資源化	コンクリートやアスファルト・コンクリート、木材等の建設資材廃材等が適切に再資源化されるよう、事業者への指導・助言等を行います。
ゆいくる材の利用促進	廃棄物を原材料とした建設リサイクル資材の利用促進を図るため、品質・性能・環境に対する安全性等の評価基準に適合する資材を「ゆいくる材」として認定し、公共工事における積極的な使用を推進します。
下水汚泥の有効利用の推進	下水汚泥の肥料としての利用を推進するとともに、下水汚泥から発生する未利用エネルギー、資源の有効活用を推進します。
家畜排せつ物の適正利用の促進	家畜排せつ物の適正処理を促進し、有機資源としての有効活用や環境保全を図ります。
海岸漂着物等の適正処理・再資源化等の推進	海岸漂着物等について適正処理するための体制を確保するとともに、再資源化及び再利用の取り組みを促進します。

3 R : 「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の3つのRの総称。

5) 横断的取組

環境教育の充実とパートナーシップの形成

温室効果ガス削減に向けた取組等を活発化させるためには、対策を実際に行う各主体の意識を高めていくことが非常に重要であり、国が中心となって推進している「COOL CHOICE (クールチョイス)」の趣旨を踏まえつつ、環境教育や普及啓発、環境マネジメントシステム制度等を広めていくことが必要です。その際には、積極的な温室効果ガス削減の取組が、快適な環境の確保や健康の増進、事業の効率化など多面的価値を有する可能性があるという観点を共有していくことも重要です。

また、沖縄の美しい自然、歴史・文化などの資源を活かした観光関連産業は、県経済を牽引する産業であり、観光分野においてエコツアー等の取組を積極的に推進することで、沖縄県における温暖化対策等を含む環境保全の取組を県内外に広くアピールするとともに、それを契機とした更なる観光関連産業の振興が期待されます。

更に、脱炭素社会の実現に向け、革新的技術の導入促進のほか、本県の気候非常事態宣言(温室効果ガス実質ゼロ表明)も踏まえ、県内市町村における宣言等を促すなど、県全体としての機運を高めていく必要があります。

⑤横断的取組の施策(その1)

1. 環境教育・普及啓発等の推進	
地球温暖化対策の推進に向けた環境教育・普及啓発 重	沖縄県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、市町村などと連携して、出前講座やイベントの開催などを通じた環境教育・普及啓発活動を実施します。
省エネルギー型ライフスタイルの推進強化	冷暖房温度の適正化やこまめに機器の電源を切るなど、省資源・省エネルギー型ライフスタイルのより一層の普及・定着を促します。
省エネルギー型事業活動の推進強化	昼休みの消灯や、深夜営業時のライトダウン、自動販売機の消灯等、過度なエネルギー消費の抑制に向けた事業活動のより一層の普及・定着を促します。
環境物品の使用促進	各事業者、市町村でグリーン購入を促進するように普及啓発を行います。

5) 横断的取組

環境教育の充実とパートナーシップの形成

温室効果ガス削減に向けた取組等を活発化させるためには、対策を実際に行う各主体の意識を高めていくことが非常に重要であり、国が中心となって推進している「COOL CHOICE (クールチョイス)」の趣旨を踏まえつつ、環境教育や普及啓発、環境マネジメントシステム制度等を広めていくことが必要です。その際には、積極的な温室効果ガス削減の取組が、快適な環境の確保や健康の増進、事業の効率化など多面的価値を有する可能性があるという観点を共有していくことも重要です。

また、沖縄の美しい自然、歴史・文化などの資源を活かした観光関連産業は、県経済を牽引する産業であり、観光分野においてエコツアー等の取組を積極的に推進することで、沖縄県における温暖化対策等を含む環境保全の取組を県内外に広くアピールするとともに、それを契機とした更なる観光関連産業の振興が期待されます。

更に、脱炭素社会の実現に向け、革新的技術の導入促進のほか、本県の気候非常事態宣言(温室効果ガス実質ゼロ表明)も踏まえ、県内市町村における宣言等を促すなど、県全体としての機運を高めていく必要があります。

⑤横断的取組の施策(その2)

2. 環境配慮行動に向けた各種制度の普及啓発	
地方公共団体実行計画の策定及び着実な実施 (重)	温室効果ガス削減のため、地方公共団体実行計画の策定及び着実な実施を促進します。
環境マネジメントシステム構築・認証取得の支援	中小企業に対するエコアクション21認証取得支援を行い、認証機関と協働し、認証更新時に省エネ等に関する助言・指導等が行われるようにします。また、エコアクション21の認知度向上に向けた広報等を行います。
J-クレジット制度の普及啓発	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証するJ-クレジット制度に関する情報提供を行います。
カーボンフットプリントの制度活用に向けた普及啓発	カーボン・オフセット等による温室効果ガス削減努力を進めるため、商品が出す温室効果ガスの量を積み上げ、二酸化炭素に換算して表示するカーボンフットプリント制度の情報提供を行います。
環境影響評価制度の推進	環境影響評価における温室効果ガス削減を含む環境配慮に係る審査指導を行います。
3. 観光産業を通じた普及啓発	
エコツアーの展開	エコツアーの魅力をもPRするとともに、エコツアー参加者の拡大促進を図ります。
サステナブルツーリズムの推進	持続可能な観光を推進するための市町村における観光地マネジメント促進に資する情報提供や支援等を図ります。
観光目的税(宿泊税)の導入検討	観光資源の保全(緑化等対策、自然環境保全等)や、二次交通対策(公共交通機関の利便性向上、公共交通の利用促進の推進等)の取組みにも活用できる観光目的税(宿泊税)の導入について検討を進めます。

J-クレジット：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-V E R)制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。

カーボンフットプリント：商品の一生(原料調達から廃棄・リサイクル)までに排出される二酸化炭素量を商品に表示する仕組み。

カーボン・オフセット：日常生活や経済活動においてどうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、埋め合わせるという考え方。

⑤横断的取組の施策(その1)

1. 環境教育・普及啓発等の推進	
地球温暖化対策の推進に向けた環境教育・普及啓発 (重)	沖縄県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、市町村などと連携して、出前講座やイベントの開催などを通じた環境教育・普及啓発活動を実施します。
省エネルギー型ライフスタイルの推進強化	冷暖房温度の適正化やこまめに機器の電源を切るなど、省資源・省エネルギー型ライフスタイルのより一層の普及・定着を促します。
省エネルギー型事業活動の推進強化	昼休みの消灯や、深夜営業時のライトダウン、自動販売機の消灯等、過度なエネルギー消費の抑制に向けた事業活動のより一層の普及・定着を促します。
環境物品の使用促進	各事業者、市町村でグリーン購入を促進するように普及啓発を行います。
2. 環境配慮行動に向けた各種制度の普及啓発	
地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定及び着実な実施 (重)	行政の事務事業における温室効果ガス削減のため、地方公共団体(事務事業編)の策定及び着実な実施を促進します。
環境マネジメントシステム構築・認証取得の支援	中小企業に対するエコアクション21認証取得支援を行い、認証機関と協働し、認証更新時に省エネ等に関する助言・指導等が行われるようにします。また、エコアクション21の認知度向上に向けた広報等を行います。
J-クレジット制度の普及啓発	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証するJ-クレジット制度に関する情報提供を行います。
カーボンフットプリントの制度活用に向けた普及啓発	カーボン・オフセット等による温室効果ガス削減努力を進めるため、商品が出す温室効果ガスの量を積み上げ、二酸化炭素に換算して表示するカーボンフットプリント制度の情報提供を行います。
環境影響評価制度の推進	環境影響評価における温室効果ガス削減を含む環境配慮に係る審査指導を行います。
3. 観光産業を通じた普及啓発	
エコツアーの展開	エコツアーに係るシンポジウム等を開催し、エコツアーの魅力をもPRするとともに、エコツアー参加者の拡大促進を図ります。
カーボンオフセットツアーの推進	観光関連事業者等と協働によるカーボンオフセットツアーの開発や、その普及に向けた広報等を行います。
観光目的税(宿泊税)の導入検討	観光目的税(宿泊税)の検討を進め、観光資源の保全(緑化等対策、自然環境保全等)や、二次交通対策(公共交通機関の利便性向上、公共交通の利用促進の推進等)を推進します。
4. 脱炭素社会実現に向けた取組の推進	
脱炭素社会に向けた技術等の早期導入促進	水素エネルギーの利活用や二酸化炭素回収・貯留技術など、脱炭素社会に向けた革新的技術を情報収集し、早期の社会実装に向けた取組を検討します。
市町村における二酸化炭素排出量実質ゼロ表明の推進 (重)	市町村における二酸化炭素排出量実質ゼロ表明の実施を促すと同時に、必要な助言等を行います。
国際連携による技術交流等	島しょ地域における再生可能エネルギーと省エネルギーの導入拡大や普及促進に向け、ワークショップの開催等、技術交流や情報交換等を行い、ハワイ州等の地域と国際連携を図ります。

J-クレジット：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-V E R)制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。

カーボンフットプリント：商品の一生(原料調達から廃棄・リサイクル)までに排出される二酸化炭素量を商品に表示する仕組み。

カーボン・オフセット：日常生活や経済活動においてどうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、埋め合わせるという考え方。

1 ⑤横断的取組の施策 (その3)

2 4. 脱炭素社会実現に向けた取組の推進	
3	
4 脱炭素社会に向けた技術等の早期導入促進	水素・アンモニア等の次世代エネルギーの利活用や二酸化炭素回収・貯留技術など、脱炭素社会に向けた革新的技術の情報収集し、早期の社会実装に向けた取組を検討します。
5	
6	
7 市町村における二酸化炭素排出量実質ゼロ表明の推進 (重)	市町村における二酸化炭素排出量実質ゼロ表明の実施を促すとともに、必要な助言等を行います。
8	
9	
10 市町村による促進区域制度の効果的な活用に向けた情報提供	再生可能エネルギーの導入に伴う環境や地域住民への影響に配慮し、県内の地域脱炭素促進事業の対象となる区域 (以下「促進区域」という。)に係る都道府県環境配慮基準の設定を検討するとともに、市町村が促進区域を設定するに当たって必要な情報提供、助言を行います。
11	
12	
13	
14 国際連携による技術交流等	島しょ地域における再生可能エネルギーと省エネルギーの導入拡大や普及促進に向け、ワークショップの開催等、技術交流や情報交換等を行い、ハワイ州等の地域と国際連携を図ります。
15	
16	
17	

沖縄県内のブルーカーボン関連の取組について

県で行われているブルーカーボンに関連した取組事例として、株式会社マリン観光開発が「ブルーカーボンクルーズ」という水中観光事業を行っています。

半潜水式水中観光船「マリンスター」に海中CO₂濃度測定システムを搭載し、水中鑑賞ポイント（ブルーカーボン海域）とその他の海域とのCO₂濃度の変化を船上のモニターでリアルタイムに可視化することで、ブルーカーボンの可能性について啓発活動を行っています。



マリンスター
半潜水式水中観光船



水中鑑賞と
ブルーカーボン観測



データの可視化

出典：株式会社マリン観光開発ウェブサイト

1 (3) 取組状況の公表

2 PDCAサイクルの点検評価の一つとして、本計画に示した様々な取組の進捗状況を把握する
3 ことが必要です。そこで、第4章に示す重点施策の進捗を効果的・効率的に把握できる指標を設定
4 しました。また、温対法第21号第3項第5号に基づく4分野及び横断的取組について施策の実
5 施に関する目標を設定しました。

6 ただし、整理する指標は随時見直しを行い、取組の成果等がより分かりやすく捉えられるよう
7 配慮します。

8 表2-4-2 進捗管理指標と施策の実施目標

施策分類	進捗管理指標			関連する主な重点施策	施策の実施目標			
					現況		目標	
				年度	現況値	年度	目標値	
再生可能エネルギーの利用促進等	1	電力排出係数 ^{※1}	(kg-CO ₂ /kWh)	再生可能エネルギー利用促進関連施策、使用燃料の低炭素化の推進	2020	0.678	2030	0.570 (意欲的) 0.531 (挑戦的)
	2	太陽光発電導入総容量	(kW)	太陽光発電の普及促進	2020	413,572	2030	495,000
	3	太陽熱温水器出荷実績	(件)	太陽熱利用の普及促進	2021	370	2030	2,200
	4	再生可能エネルギー電源比率	(%)	再生可能エネルギー関連施策	2020	8.2	2030	18 (意欲的) 26 (挑戦的)
低炭素な製品及び役務の利用	5	省エネ法のSクラス評価事業者数	(事業者)	製造業における省エネ対策の推進 業務系施設における省エネルギー対策の推進	2021	44	2030	87
	6	乗用車・軽自動車の保有台数に占める次世代自動車の割合	(%)	次世代自動車の普及啓発	2021	12.3	2030	70
	7	電動車(EV・PHV)普及率	(%)	次世代自動車の普及啓発	2020	0.221	2030	12.562
	8	ZEH(BELS評価書交付)件数	(件)	ZEHの普及促進	2021	267	2030	60,000
	9	ZEB(BELS評価書交付)件数	(件)	ZEBの普及促進	2021	36	2030	68,000
地域環境の整備・改善	10	渋滞箇所数	(箇所)	自動車交通流対策関連施策(渋滞ボトルネック対策等)	2021	173	2030	162
	11	バス利用者数	(人/日)	公共交通利用促進関連施策	2020	48,726	2030	107,670
	12	モノレール利用者数	(人/日)	公共交通利用促進関連施策	2021	32,263	2030	71,630
	13	森林整備面積	(ha)	森林吸収源対策関連施策	2021	16.62 ^{※2}	2030	325
循環型社会の形成	14	沖縄県CO ₂ 吸収量認証制度によるCO ₂ 吸収量	(t-CO ₂)	二酸化炭素森林吸収量認証制度	2021	2,072	2030	2,252
	15	一般廃棄物の排出量	(千t)	3R関連施策	2019	481	2025 ^{※2}	428 (11.0%削減)
	16	一般廃棄物のリサイクル率	(%)	3R関連施策	2020	16.6	2030	22.0
	17	産業廃棄物のリサイクル率	(%)	3R関連施策	2020	51.1	2030	51.0
横断的取組	18	フロン類漏えい量報告事業所数(業務用冷凍空調機器)	(件)	フロン類の適正処理等の推進	2020	3	2030	0
	19	沖縄県地球温暖化防止活動推進員による環境教育・普及啓発活動の報告実施件数	(件)	地球温暖化対策の推進に向けた環境教育・普及啓発	2021	53	-	90
	20	市町村の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定件数	(件)	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定及び着実な実施	2021	6	2030	15

※1 沖縄エリア全体の電力排出係数の目標値

※2 沖縄県の関連計画の計画期間を設定。

(3) 取組状況の公表

PDCAサイクルの点検評価の一つとして、本計画に示した様々な取組の進捗状況を把握することが必要です。

そこで、第4章に示す重点施策の進捗を効果的・効率的に把握できる指標を設定しました。

ただし、整理する指標は随時見直しを行い、取組の成果等がより分かりやすく捉えられるよう配慮します。

表2-4-2 進捗管理指標

施策分類	進捗管理指標	関連する主な重点施策
再生可能エネルギーの利用促進等	1 電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	再生可能エネルギー利用促進関連施策 使用燃料の低炭素化の推進
	2 再生可能エネルギー発電電力量 (kWh)	再生可能エネルギー関連施策
	3 太陽光発電導入総容量 (kW)	太陽光発電の普及促進
	4 太陽熱温水器出荷実績 (件)	太陽熱利用の普及促進
低炭素な製品及び役務の利用	5 省エネ法のSクラス評価事業者数 (事業者数)	製造業における省エネ対策の推進 業務系施設における省エネルギー対策の推進
	6 乗用車・軽自動車の保有台数に占める次世代自動車の割合 (%)	次世代自動車の普及啓発
	7 ZEH (BELS評価書交付) 件数 (件)	ZEHの普及促進
	8 ZEB (BELS評価書交付) 件数 (件)	ZEBの普及促進
	9 沖縄県庁の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	地方公共団体実行計画 (事務事業編) の策定及び着実な実施
地域環境の整備・改善	10 渋滞箇所数 (箇所)	自動車交通流対策関連施策(渋滞ボトルネック対策等)
	11 バス利用者数 (人/日)	公共交通利用促進関連施策
	12 モノレール利用者数 (人/日)	公共交通利用促進関連施策
	13 森林面積 (ha)	森林吸収源対策関連施策
循環型社会	14 沖縄県CO ₂ 吸収量認証制度によるCO ₂ 吸収量 (t-CO ₂)	二酸化炭素森林吸収量認証制度
	15 一般廃棄物の焼却量 (t)	3R関連施策
横断的取組	16 フロン類回収量 (業務用冷凍空調機器、カーエアコン、家庭用エアコン・冷蔵庫) (t)	フロン類の適正処理等の推進
	17 沖縄県地球温暖化防止活動推進員による環境教育・普及啓発活動の報告実施件数 (件)	地球温暖化対策の推進に向けた環境教育・普及啓発
	18 市町村の地方公共団体実行計画の策定件数 (件)	地方公共団体実行計画 (事務事業編) の策定及び着実な実施